

小委員長からの報告聴取

（堺市議会議長吉川均外二名）（第三三二号）
義務教育施設の整備拡充に関する陳情書外二件
教材費に係る国庫負担制度の改善に関する陳情書
書（中国五県議会議長代表広島県議会議長

○久保田委員長　これより会議を開きます。

この際、文化財保護に関する小委員長から委員会の調査の経過及び結果について報告いたしましたの申し出がありますので、これを許します。

文化財保護に関する小委員長河野洋平君。

○河野委員 文化財保護に関する小委員会の小委員長といたしまして、文化財保護に関する小委員会の調査の経過について御報告申し上げます。

本小委員会は、去る二月七日、当委員会に設置され、当面する案件としては、文化財保護法の改正を目的として調査を行うこととし、今日まで小委員会五回、小委員打合会を六回開会する等小委員各位の御熱意によって鋭意検討を重ねてまいりました。

本案件につきましては、去る第七十二回国会及び第七十三回国会閉会中文化庁長官より文化財保護行政の現状と問題点について報告を聴取する等調査を行ったほか、三月四日には日本考古学協会委員長江上波夫君外三名を参考人として招致し、現行制度の問題点について、専門家及び行政担当者から忌憚のない意見を聴取する等慎重な調査を行つてまいりましたが、その詳細につきましては会談録によつて御承知願ひたいと存じます。

なお、本小委員会におきましては、文化財がわが国の歴史的、文化的業績のかけがえのない遺産であるとともに、国民の生活環境を構成する不可欠の要素であるとの観点に立ち調査を進めてまいりました。

しかるところ、昨今、全国的に見られる開発事業等の増加により、貴重な埋蔵文化財が破壊されつつあるところから、これらの文化財を含め、早急に保護対策を図らねばならない問題もございますので、当小委員会といたしましては、各党の御提案をしんじやくしつつ、当面はその意見の一致する緊要な事項に限って改正を行い、その他の問題については、なお引き続き調査を進めることと題については、

部を改正する法律案の草案を小委員会案として決定した次第であります。

以下、簡単に本案の趣旨及び内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

御承知のとおり、昭和二十五年議員提案による画期的な文化立法として文化財保護法が制定されまして以来、わが国の文化財保護行政は、その法的基盤の上に多大な成果を上げてまいりました。しかし、同法は昭和二十九年に無形文化財、民俗資料の指定制度等について一部改正が行われた以後は二十一年間実質的な改正は行われず今日に至っているのであります。

一方、わが国の高度経済成長に伴う社会経済情勢の急激な変化や、文化財にかかわる開発事業等の増加に伴い、文化財保護に関して種々の問題が提起されてまいりました。

行政当局においても、国民一般の協力により文化財保護に努力されているところでありますが、現行法では今日の時代の要請にそぐわない面もあり、また、法的に不備な点も出てまいりましたので、これらの点について関係各方面から法改正を強く要望されているところであります。

よつて、この際、埋蔵文化財保護制度の整備を初めとし、文化財保護のより一層の充実を図るため所要の改正を行うことは急務であると考えまして、本草案を提案した次第であります。

次に、本草案の主な内容について概略を御説明いたします。

まず、第一は、文化財の定義を整備することであり、すなわち、有形文化財の定義の中に、

建造物その他の有形の文化的所産と一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含むこととし、現行法上では必ずしも明確でなかった学術上価値の高い歴史資料を明記することなどの措置を講じ、その拡充を図ることによりしております。

第二は、重要文化財に関する制度の整備であります。重要文化財の現状変更の許可制は、これを

拡充し、拓本、形取り等重要文化財の保存に影響を及ぼす行為を加えることとし、新たに、これらの不許可等の場合の損失補償の規定を設けることとするほか、従来、とかく不明瞭でありました管理団体である地方公共団体等の指定物件の買い取り補助について根拠規定を設けることにいたしております。

なお、重要無形文化財の指定については、新たに、保持団体を認定することができることとしております。

第三は、民俗文化財の保護制度の確立であります。すなわち、現行の民俗資料の名称を民俗文化財と改め、民俗芸能をこの中に位置づけるとともに、新たに、無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財として指定できるようにし、現行の重要無形文化財に準ずる保護措置をとることにいたしました。

た。そのほか、民俗芸能や民俗的行事などで衰亡のおそれのあるものの保護のため法的措置の強化を図っております。

第四は、埋蔵文化財の保護制度の整備充実を図ることです。

すなわち、その一は、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に伴う発掘行為の届け出等についての規定を整備強化することであり、現行法におきましては、発掘行為の届け出期間は、当該行為の着手する日の三十日前となっておりますが、この期間では十分な事務処理ができないおそれもありますので、この期間を六十日前に改めることにいたしております。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第五五号）

文化財保護法の一部を改正する法律案起草の件

必要な措置の実施に努めなければならない旨並びに地方公共団体に対する国の助成を含む援助の措置について規定をいたしております。

その二としては、埋蔵文化財の性格上、工事に着手した後発見される場合が見られますので、現行の遺跡の発見に関する届け出等の規定を改正し、その整備強化を図ることとあります。すなわち、土地の所有者等が遺跡と認められるものを発見した場合には、現状を変更することなく、遅滞なく届け出る義務があるものとし、新たに、当該届け出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、保護のため調査を必要とするときは、三カ月を超えない期間及び区域を定めて現状変更行為の停止または禁止を命ずることが出来る規定を設け、この場合引き続いて調査する必要があるときは、一回に限り、その前後の期間を延長し、六カ月を超えない範囲でその期間を延長することが出来ることといたしました。なお、この期間につきましては、調査体制の整備状況等を考慮し、附則におきまして、本法施行後五年間は当初の停止命令等の期間につきましては六カ月、前後を通算する期間については九カ月とするにしております。また、遺跡発見の届け出がなかったときも停止命令等の措置が行えることとするともに、停止命令等によつて損失を受けた者に対して損失を補償する旨を規定するほか、国の機関等に関する特例を設け、文化庁長官への通知義務及び必要のある場合の協議義務の規定を設ける等所要の整備を行い、その保護に万全を期しております。

これらのほか、埋蔵文化財の発掘調査については、歴史上または学術上価値が特に高く、かつ、調査が技術的に困難なため、国において調査する必要があると認められるものを除き、地方公共団体がこれを行うことができることとしておりますが、その場合地方公共団体は事業者に対しては協力を求めることができることにいたしております。また、その発掘経費の一部を国は補助することが出来る規定を設けるなどの法的整備を行い、すみやかに発掘調査が行える措置をとっております。

第五は、史跡名勝天然記念物に関し、その現状変更などの不許可等により損失を受けた者に対する損失補償の規定及び管理団体である地方公共団体等が土地または建造物等の当該指定物件を買い取る場合、その経費の一部を国は補助することが出来ること等の規定を設け、現行法の不備な点を補い、史跡名勝天然記念物の保護制度のより一層の充実を図ることにいたしております。

第六は、新たに、文化財として伝統的建造物群を定義づけることとし、一章を設けて、伝統的建造物群保存地区制度を確立したこととあります。今日、関係市町村において、独自の措置として条例により、いわゆる町並みや集落の保存の措置がとられているところであります。国としても積極的にこれら地区の保存措置を講ずる必要があると考え、その法的措置として、市町村は条例等により伝統的建造物群保存地区を定めることができる旨の規定を設け、そのうち、価値の高いものを文部大臣は、重要伝統的建造物群保存地区として選定することが出来ることといたしました。なお、同選定地区の管理、修理、修景及び復旧に要する経費の一部を、国は補助することが出来るなど所要の規定を設け、由緒ある町並みや集落の保存を推進することにいたしております。

第七は、新たに、一章を設け、文化財保存技術の保護制度を確立することとあります。今日、宮大工、楽器師及び表具師等文化財の保存、修理のために欠くことのできない専門職の方々は、年々減少する一方であり、これら文化財の保存に欠くことのできない伝統的技術または技能のうち、保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定する制度を設け、後継者の養成等その保存についての必要な援助措置について所要の規定を設けることにいたしております。

第八は、地方公共団体の文化財保護行政の整備充実であります。現行法におきましては、地方公共団体の文化財関係職員の規定は、都道府県教育委員会に文化財専門委員を置くことが出来るとする

一条のみでありますので、これを改正し、都道府県教育委員会に都道府県文化財保護審議会を置くことが出来ることとし、その任務等について規定することとしております。また、昭和四十九年度から予算補助を行つておりました文化財保護指導員につきましては、これを新たに、文化財保護指導員として、置くことが出来る職員とするともに、その任務等を規定し法的な根拠を与えることといたしております。

そのほか、管理団体である地方公共団体の国有文化財の無償使用及び地方債について国は適切な配慮を行うことなど所要の規定を整備し、地方公共団体の文化財保護体制の強化を図つております。

以上のほか、罰則について整備強化を図るとともに所要の規定の整備を行つております。なお、この法律は、公布の日から起算して三カ月を経過した日から施行することといたしております。

以上が本草案の主な内容であります。この際、お手元に配付いたしました案を委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案として決定されるようお願いいたします。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○久保田委員長 これにて小委員長からの報告は終わりました。小委員長並びに小委員各位の御努力に対し、厚く御礼を申し上げます。

○久保田委員長 次に、文化財保護法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。ただいま委員各位のお手元に配付してございませう。小委員長の報告に係る起草案の趣旨及び内容につきましては、ただいま小委員長の報告にありましたので説明を省略いたします。

文化財保護法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○久保田委員長 別に発言の申し出もありませんので、この際衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見があればお述べ願いたいと存じます。永井文部大臣。

○永井国務大臣 このたび衆議院文教委員会におかれまして、文化財保護の重要性にかんがみて、かねてから文化財保護法の改正について慎重な御審議を重ねられ、本日ここに、本法案の提案をされるに至りましたことに對し、深く敬意を表するものであります。

本法案の内容につきましては、政府といたしましてはやむを得ないものと考えたものであります。本法案の制定の略には、文化財保護の現状にかんがみて、緊急に措置すべき施策を定めようとする本法案の趣旨を体して、文化財の保護に一層の充実を期してまいらる所存であります。

○久保田委員長 お諮りいたします。文化財保護法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、小委員長から報告のありましたお手元に配付の案を委員会の成案とし、委員会提出の法律案と決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久保田委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

なお、本法律案の提出手続及び字句の整理等の必要が生じた場合は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○久保田委員長 次に、昭和四十四年度以後にお

ける私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求の件についてお諮りいたします。

本案について、本日、参考人として、私立学校教職員共済組合理事長加藤一雄君及び常務理事三浦勇助君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の御意見は委員からの質疑に対するお答えで述べいただくことにいたしますので、御了承願いたいと思います。

○久保田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。三塚博君。

○三塚委員 ただいま議題となりました私学共済法の一部を改正する法律案について若干の質問を申し上げます。

今回の法律案の改正の内容、この点をまずお伺いを申し上げます。

○今村(武)政府委員 今回の改正は、例年どおり国公立学校教職員の共済制度の改正に準じて行おうとするものであります。その主な内容は、既裁定年金の年金額の引き上げ、既裁定年金の最低保障額の引き上げ及び標準給与の上限及び下限の引き上げでございます。

その内容は、次のとおりであります。

第一に、既裁定年金の年金額の引き上げであります。私学共済組合法の規定による年金の額を、国公立学校の教職員の年金の額に引き上げにならぬ、昭和四十九年三月三十一日以前の退職者について、これらの年金額の算定の基礎となった標準給与を昭和五十年八月分から二九・三%増額することにより、さらに昭和四十五年三月三十一日以前の退職者については、昭和五十一年一月分

ら給与水準との格差は正分について六・八%を限度として増額することにより年金額を引き上げることとしたしております。また、これに伴い、旧財団法人私学恩給財団の年金についても、これらに準じて年金額を引き上げることとしたしております。

第二に、既裁定年金の最低保障額の引き上げについてでございますが、既裁定の退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を、国公立学校の教職員の既裁定年金の最低保障額の引き上げにならない、昭和五十年八月分から引き上げることとしたしております。

一例を挙げますと、六十五歳以上の退職年金受給者で組合員であった期間が二十年以上の者の最低保障額が、三十二万一千六百円から四十二万円に引き上げられることとなります。

第三に、標準給与の上限及び下限の引き上げの問題であります。掛金及び給付の算定の基礎となる標準給与の月額の上限を、国公立学校の教職員の掛金及び給付の算定の基礎となる俸給等の限度額の引き上げに順じ、二十四万五千円から三十一万円に引き上げるとともに、下限についても、従来から基準にしております国家公務員の最低俸給額を考慮し、また全組合員に対する標準給与の下限に達しない組合員数の割合等を勘案して、三万九千円から五万二千円に引き上げることとしたしております。

その他の改正としては、国共済法の改正に準じて、高齢者の退職年金等の年金額の計算の特例措置を講ずることとしております。

なお、私学共済組合法は、給付関係の規定について国共済法の関係規定を準用することにいたしておりますので、今国会に政府から提出している昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案が成立いたしますと、廃疾年金受給権の消滅時期の延長措置について、私学共済組合の給付についても同様に措置されることとなります。

以上、簡単でございますが、今回の法律案の改正の骨子でございます。

○三塚委員 今回の年金改定の対象となる者はどれくらいいるのか。それともう一つは、この改定により増加する費用はどれくらいに見積もられているのか、その点をひとつ……。

○今村(武)政府委員 今回の改定により既裁定年金の引き上げが行われる者は八千二百九十九人であり、最低保障額の引き上げが行われる者は八百九十六人であり、またこれらによって増加する費用は、昭和五十年年度において五億三千八百二十六万円、平年度化すれば十億一千二百二十四万円でございます。これに伴う国庫補助額は、昭和五十年年度において九千六百八十九万円、平年度化して一億八千二百二十万円でございます。

○三塚委員 次に、私学共済組合に対する昭和五十年年度の国の予算措置はどのようになっておりますか。その点をお伺いします。

○今村(武)政府委員 私学共済組合に対しまして、昭和五十年年度におきましては長期給付の事業費と事務費について補助金を支出しております。その私立学校教職員共済組合補助金の総額は、約十九億六千四百七十七万円でございます。内訳は、長期給付事業費補助金が十八億三千三百六十二万九千円、事務費の補助金が一億三千二百五十四万二千円でございます。

〔委員長退席、塩崎委員長代理着席〕

○三塚委員 これの給付であります。特に長期給付に対する国庫補助率は、厚生年金並みにやはり百分の二十に引き上げるべきではないかと思うのでありますが、その辺の今後の見通しなり心構えについてお伺いをいたします。

○今村(武)政府委員 私学共済組合の長期給付事業に対する国庫補助につきましては、学校法人及び教職員の負担能力等を勘案して、昭和五十年年度の予算編成の際にも百分の十八から百分の二十に、つまり厚生年金並みに引き上げるように検討を行ったところでございますが、他の制度との均衡もございまして、つまり国共済、地共済、農林

年金等との均衡もございまして、百分の二十は実現をするに至らなかったわけでございます。補助率は百分の二十でございますが、他に調整財源百分の一・七七というのがございます。事実上百分の十九・七七と、百分の二十に近い補助を出している現実もございまして。

こういふことで、五十年年度におきましては百分の二十に補助率を引き上げることができませんでしたが、私学振興を図るといふこの組合設立の趣旨も考え合わせまして、今後とも努力を続けていきたい、かように考えております。

○三塚委員 最後に短期の問題で、短期経理の收支及び今後の見通しについてひとつお伺いをします。また同時に、短期給付に對ししても国庫補助を行うべきであると思っておりますけれども、この点についての見解をお尋ねします。

○今村(武)政府委員 短期経理については国庫補助をすべきであるという附帯決議もいたしておりますが、私ども短期経理の内容を検討し、昭和五十年年度の予算について国庫補助の予算要求もいたしたわけでございますが、要求どおり認められなかったわけでございます。多少事情を述べて御説明にかえたいと思っております。

短期給付事業の収入財源は、学校法人と組合員が折半負担する掛金でございます。これは組合員数の伸びや給与の上昇につれて漸次増加しておりますが、一方また、医療費の増高に伴いまして給付支出が上回ってきたので、昭和三十七年度以来赤字が続いております。昭和四十五年度末には約十四億円の累積赤字額が生じました。しかし、その後事情がやや変化してまいりました。昭和四十六年度には、単年度収支の均衡を図りまして、給付面を改善するため、昭和四十六年十月から掛金率を千分の六引き上げました。そういうこともございまして、昭和四十六年度は三億四千万円の黒字が出ました。昭和四十七年度においては、医療費が一三・七%引き上げられたにもかかわらず、五億六千万円の黒字が出ました。昭和四十八年度においては収入の伸びが医療費の伸びを上

回ったことにより、十四億二千万の黒字が出ました。また昭和四十九年度においては医療費改定が行われたわけでございますが、一方大幅な掛金収入の増が計上されまして、結局十三億六千万の黒字が予想されます。こういうぐあいでは、昭和四十九年度末において二十二億六千万の累積黒字になる現状でございます。

なお、五十年年度におきましては、医療費の改定を見込まなければ約二十億六千万の黒字が予想されます。

こういうことで、一見黒字の金額が大きいように見えますけれども、なおしさいに検討してみますと、これらの黒字は支払い準備金として、当該事業年度における短期給付総額の十二分の一相当額を積み立てる必要があります。また不足金補てん積立金として、当該事業年度以前三事業年度における短期給付の平均請求額の百分の十を積み立てる必要がありますので、そういう計算をいたしますと、差し引き一億五千九百二十一万円となり、さらに医療費が仮に一％改定されたとしたしますと、一％相当額が二億三千六百二十万円になりますので、この差し引き剰余金は医療費に対して〇・六七％に相当するにすぎない、つまり、このように一見多い黒字が、しさいに検討いたしました必ずしも多い黒字ではない、こういう状況で、短期給付は一応均衡を示しておるとはいえませんが、なお不安定な状況にございますので、先ほども申し上げたとおり、昭和五十年年度の予算編成に際して国庫補助の検討を行ったわけでございまして、他の共済制度との均衡もございまして、実現には至らなかったという状況に相なっております。しかしながら、この問題につきましても、なお他の制度との均衡を考慮しながら、私学振興を図る趣旨において今後とも検討を続けていきたい、かように考えております。

○三塚委員 これで終わりますが、どうぞ、いま局長申されたとおりの内容でございますので、やはり私学振興の一環といたしまして、特に長期に對する厚生年金並みの補助率の実現、さらには短

期に對するそういう補助を新設をしていく、こういうことが今後きわめて大事な課題であります。わが自民党文教部会も、そういう観点から大いに本問題を精力的に、これから五十年年度予算に向けて積み上げていくつもりであります。格段の文部当局の御奮発と御努力を御要請申し上げます。私の質問を終わります。

○塩崎委員長代理 小林信一君。

○小林(信)委員 時間がないのでございますので、直接おいていただきました参考人の方たちに御質問を申し上げますが、この問題で、私、直接私学関係の皆さんから御意見を承ったわけではなく、いただきましたこの「共済だより」これを拝見をしたのですが、組合といたしまして、今度の法律改正については相当自信を持って、最低二九・三％、最高三八・一％の大幅引き上げである、こういうふうに強く組合員に伝えているわけでございますが、確かに法律改正に組合、当局としても自信を持ち、そして本間に組合員が喜んでくれるだろうという気持ちでおいでになる心持は、私はよくわかるわけでありまして、それだけ、いままでの年金受給者というものは不遇な状態に置かれておったということも言われるわけでありまして、かつては、恩給をもらっていたことは一般からは非常な羨望の的であったわけでありまして、しかし、いまの世上からすれば、それは本当にもう意味のないことになっておるような状態であって、従来のように扶養の責任者が見てくれるような状態であれば、恩給というものはそれにプラスアルファになるわけであってよかったかもしれませんけれども、いまは扶養する人たちがますます自分たちの生きることについていばいばである、したがって年金受給者というものはその年金でもって食っていかなければならないわけでありまして、その間貯金をしておいたものもありませんけれども、そんなものは貨幣価値の低下とそして物価の高騰、こういうもので何にもならないような状態に置かれたのが、年金受給者の現状だと思えます。したがって、当事者であります皆さんといた

しましても、相当いろいろ努力をされたことと思えますが、その結果、最低四十二万円、こういうものが支給されるということは非常に画期的なものであって、こういうパンフレットを配って組合員を喜ばせようとするのは私はよくわかるわけでありまして、しかし、その四十二万円というものがいま申し上げたような世情からすれば必ずしも生活し得られる金額であるかどうかというところを考えると、私はまだ大変な不満が出てくるものと思えます。四十二万円、結局月三万五千円で生活せよということになるわけでありまして、長年教育にすべてをささげて努力をしてきた者が、最低四十二万円になればそれほどでもないでしょうが、しかし、ごく最近の事情からすれば、退職をいたしましたけれども職を探さなければならぬ。かつ田中総理大臣が施政方針演説の中で、私はそういう姿を見るに忍びない、こういうことを言ったほどであります。こういう点からすれば画期的なものでございます。しかし最近の私学の経営あるいはこの金額、こういうものからいいますと、共済組合の責任を持っておられる皆さんとすれば、まだまだどうも足りない、ああもしたい、あるいは組合員の方からいろいろな要望があると思えるのですが、そういうものを私はこの際率直にここで述べていただきたい。そして、もっとも改善をするようにしなければいけないと私たちは考えておるわけなんです、その点をどちらでも結構ですから、お述べ願いたいのです。

私がこう申し上げますのは、元来そうであったのであります。最近私学というものは国公立の学校と何ら隔たりがないのだ、国家、社会に責任を帯びるものは同等である、こういう見解が強くいま出されておることからも、共済組合法の第一条に掲げてあります私学振興ということがあくまでも私学振興の道でなければならぬ。そういう点からすれば、私学だからということで遠慮することなく、もっと国家的な立場で強く世間に要望していいじゃないかと私は思う。そういう考えでございますので、ただいたすにこの法案で国公立

共済と同等になったというような満足感でなく、もっと私学を振興させるために、あるいは国公立の学校と同等の責任を負うという観点から御要望がありましたら述べていただきたいと思うので

○三浦参考人 理事長に成りかわりました。いまの御指摘の点につきまして、私学共済の立場におきましてのお答えを申し上げます。

御存じのように、私学共済事業は、低給与の私学に奉職する教職員、教育基本法にうたわれております全体の奉仕者としての公共的な教育責務を果たすために生涯をかけている人々に対するものでございますので、私どもの当面の私学共済の事業目標、努力目標といたしましては、公立学校教職員の処遇と老後の保障に格差のないような方向に努力していくことが当面の課題だというふうに考えながら努力しているものでございます。

したがって、御指摘のような老後保障の年金の問題、現職教職員の医療給付の問題等々、ただ公立学校教職員のそれと格差のない方向に持っていくように努力いたしました結果、一応先生方の御理解を見まして大体その線に行きつづけています。

ただ問題は、この私学共済事業の三本立てのうち、つまり短期給付事業、長期給付事業、もう一つは福祉事業でございます。現職教員がその職務に専念する背景として生活の安定がなければ、ただ努力せいと言っただけではどうにもならないと思います。やはり現代におきまして人並みの生活をしながら教職に専念するような生活環境づくり、そういうことを目標に努力しなければならぬと存ずるのでございます。

それで、ただいまの老後保障等の面におきましては、公立学校教職員の年金等の改正に伴いまして、先ほど管理局長からの法案の立案の趣旨等にもございましたように、改正されると思えます。それから旧恩給財団の人々の処遇にもやはり通年制の適用等によりまして、これも改正されたと

思います。

ただ福祉事業の実態から申し上げますと、この福祉事業はいま財源といたしましては千分の二だけでございます。したがって、この財源の枠の中で宿泊事業、保健事業、医療事業といったようなものを行うということになりますと、なかなか大変でございます。公立学校共済などは各府県に支部を持ちまして、そして長い歴史の上に立って宿泊事業というものはきわめて完璧に整備されているように見受けられるのでございますけれども、私どもの方といたしましては会館が三、宿泊所が七、保養所が三、海、山の家が四、そして指定旅館が二十四といったきわめて貧弱な状態にございます。今年度予算でも認められまして、ただいま博多に会館をつくるとか大阪に会館をつくるとか、そういったようなこと、それから那須に保養所をつくるとか、そういう具体的な面の計画をなしつつございます。

保健事業といたしましては人間ドックその他の問題も考えておりますし、医療事業といたしましてはも下谷病院だった一つでございまして、これを全国二十五万の組合員が利用できるような配慮からというので、全国の私立学校の医学部に健康の日といったようなことで適宜診療をしてもらうような配慮を医学協会等に協力を得まして、目下推進中でございます。

それから貸付事業等も目下時代の趨勢に應じて、つまり金を借りて家を建てるとか、勉学に必要な一時の貸し付けをやるとか、そういうようなことを鋭意やっておりますのでございます。

したがって、こういったことについての全面的な強化を実施してまいりたいというふうに考えますので、よろしくお願い申し上げます。

○小林(信)委員 そういう切実な私学共済側の意向というものを聞きながら、だつたら文部省はどう考えるかということや文部大臣から直接の意向を聞きたかったのですが、いま参議院の方に呼ばれておられて残念ですが、もともと私学共済の希望というものを掘り下げていけば、私

は問題がたぐさあると思ひます。先ほど三塚委員の方から、今回該当者何名だとかあるいは総額どれくらい金が必要であるとかいうふうなことが質問をされました。私も同じような質問をしながら、その財源はどこからどういうふうな工面をするのか、足りるのか不足するのか、苦しいのか案なのかというふうな点をお聞きしようと思つておつたのですが、その財源の問題について、何か組合側でお考えになつてゐる点がありましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○加藤参考人 日ごろいろいろとお世話になつてまことにありがたく感謝申し上げます。

先ほど常務から申し上げますように、順次この方向には向かつておりますけれども、まだまだこれからやるべきことがたくさん残つておると思ひます。いま小林先生からのお尋ねによりまして、どのくらい金が必要かという話でございます。

いまの長期給付が今年度改正になりますと、全部で退職給付、廃疾給付、遺族給付、恩給財団給付、そういうものを加えますと九十二億七千万、対象の人員が三万七千三百三十六名。これを収入の面から申しますと四百四十四億円に對していま九十二億七千万になります。その改善に伴つて必要な金額は、退職年金が三億五千万円、通算退職年金が三千七百万、それから減額退職年金が百万、廃疾年金が千六百万、遺族年金が九千九百万、恩給財団年金が三千三百万、一時扶助金が二百万、これを合算すると五億三千八百萬、したがって全部の所要財源としては九十三億円に大体なるように思ひます。したがってこれは年金の保有財源の増加率を考えますと、先ほど局長からお話がありましたように、どうしても百分の二十という厚生年金並みにしていただかなければ将来に対する不安が残る。先ほど常務から申し上げましたように先生方に対して後顧の憂えなからしめるということから考えますと、年金の財源というものはつきりつかんでおかなければならぬ、そのためには現在の状況ではまだかなり不安感がありますので、いままです附帯決議として加え

られました百分の二十以上の国庫補助をぜひひとつお願いしたい、かように考えております。

○小林(信)委員 ちょっとお話が理解できなかったのですが、組合の収入が四百四十四億ですか、そして九十三億のこの際必要な金、これはまあ特別増加されるのが九十三億であるのか、経常的な支出というものが九十三億で済むのか、そこら辺もう少し明確に知らしていただきたいと思うのですが。

○加藤参考人 説明がはなはだずさんであつたかもしれませんが、九十三億と申し上げましたのは五十年年度の長期給付の所要額でございます。五十年年度給付改善に伴う所要額は五億三千八百萬でございます。したがって八十七億三千万と五億三千八百萬を加えますと合計九十三億。よろしゅうございますか。

○小林(信)委員 長期給付の問題だけがもちろん支出ではないわけでありまして、何かそれだけの話を聞きますと、四百四十四億入つて九十三億——たとえ五億でもいいのですよ、あるいは百億でもいいのですが、大分金が残つて困るような感じがするのです。少しも百分の十八を百分の二十にする必要を私も感じないことになつてしまつてしまふのです。もちろん皆さんとすれば保有財源というものは持たなければならぬ。それを年々増加させていかなければならぬ、ことにいままでの年金をもらつておる人たちは安い給料の中から掛金をしたわけですから、その人たちに、今度の改正からすれば相当多額の給付をしなければならぬ。もちろん新しい組合員の人たち、給料の高くなつたところから組合費を払つていただくと補てんはできるでしょうが、やはりそこに私は多少問題点があるような気がいたします。そしてこの保有財源というものを、常に増加させなければならぬ、そういうことを考えておるのですが、それで少し私には何か余り切実感がないような気がするのです。もう一べん御説明願ひたいと思ひます。

○三浦参考人 ただいま理事長から申し述べましたのは、給付の改善に伴ひまして、それに耐え得る財源措置が可能であるかどうかというふうな理事長の立場からの了解で申し述べたわけでございます。したがってその段階では五十年年度の収入が四百四十四億ぐらゐ、それから支出の方をいたしましては、この改善分を含めまして九十三億程度、したがって三百五十一億の差し引き残が残るということをお申し上げたわけでございます。

ただ、この長期給付のいわゆる財源保持の問題は、責任準備金といたしまして——一人の加入者が組合に加入いたしましたので、そして遺族年金を含めてのその受給権の終了までのワンサイクルは大抵八十年と見てゐるわけでございます。

(塩崎委員長代理退席、委員長着席)

したがって、この責任準備金といふものは、その八十年のサイクルの上で平準保険料方式の数理的な計算を踏まえての積算の上で責任準備金といふのが決まるわけでございます。ここで問題になりますのは、五年ごとの再計算をしておりますけれども、こういうふうな給付が急上昇いたします場合には、その給付の急上昇に伴ひましての給付率というものを数理的に計算しなければならぬわけでございます。したがって現時点での責任準備金といふものは、おおよそでございますけれども四千億程度を超えるんじゃないかというふうなことをお聞きでございます。いまの保有財産は、先ほど申し上げました三百五十一億ありますが、これは責任準備金の中に繰り入れまして累積残額というふうな責任準備金の積み立てを行つたわけでございます。それを保有財産といたしますが、と同時に引当金といふものを合算しまして、責任準備金と同額になれば、これは財政的にきわめて健全であるというふうな考えられるわけでございますが、いまの段階から申し上げますと、責任準備金の不足額は、どうして約一千億は超えるんじゃないか、そう考えます。したがって、国の助成に百分の二十ということを申し上げますのは、この責任準備金の不足額を充足しておきませんと、私立学校共済組合

の年金給付の財政が根柢から、つまり将来安定性を欠くことになる。この段階で何としても、厚生年金法の特別法として制定された私学共済組合の給付事業が、やはり最低限母法程度の国の助成を要するに依り、将来の対処の仕方を考えなければならぬ。最低限の要求としてその母法程度の、つまり厚生年金には四十八年度から百分の二十給付されておりますが、この程度はどうしても最小限の助成を仰がなければ組合員に対して申しわけないというふうに考えるわけでございます。したがって、それなら自己努力をしなければおかしな感じがいかというので、この八月一日から千分の六の組合員掛金の引き上げは実施することになっております。

○小林信 委員 あなた方はよく御存じだから、大体これだけ話せばわかるだろうというようにところで理事長さんの方の御説明があったと思うのですが、やはりいまのように詳細に、一番大事なのは準備金というものを保有しなければならぬ、この点をやはり明確にしたいので、私たちの認識を改めながら百分の二十を要望しないという、何だ、たくさん金があるじゃないかというふうな印象も受けるから、あえて皆さんの御説明を願ったわけであります。

先日もお話を聞きましたら、福祉事業の方で、広島に保養所ですか、仙台にサービセンタ、そういう三つの施設を計画をされたけれども、総需要抑制の中でこれが中止をされておった。しかもその財源というのは保有財源の中から出してしまふのではなくて、その金を一時立てかえといふ、そして組合員の使用する使用料の中にそれを加算して、そして元金をまた保有財源の方に繰り入れるんだというふうな、このつましい財政の経理というものは、私はちょっとお伺いしたのですが、そういうようなものを本場に明快に一般に訴えなければ、百分の十八は百分の二十にならないうと私は思う。案外局長なんかも、いまにやにや笑っておりますが、金はあるんじゃないかとい

うふうな、文部省自体も考えるかもしれないが、そういう準備金、保有財源、これを持たなければ本場に組合員の老後の問題あるいは退職時の保障あるいは医療の施行、こういう問題が十分にできないんだ、しなければならぬんだというものを、文部大臣なんかによく聞いてもらわなければいけない、私はそういう意味でお二人をお願いしたわけでありませう。大体目的は達しましたが、そういうふうな一般の理解はまだ十分でない点を皆さんも十分御認識願っていろいろと御説明を願いたいと思ひます。

先ほどお話がございました医療問題ですね、この福祉の問題をもっと十分にしなければならぬというお話でございました。その中で病院のお話が出ましたが、確かに各私立大学の医学部を便宜お借りして医療の責任を果たす、これも一つの便宜的なものかもしれませんが、これも一つの便宜的なものかもしれませんけれども、東京の下谷ですか、あそこ一つあつて、そして全国の私立学校の二十何万人の組合員の人たちの医療を満足させることは私はどうも不可能だと思ひます。少なくとも北と中央とか、あるいは西とかいうようなものを設置する必要があるし、そういうものを十分政府当局に理解をさせて、それを整備するためにほんの十分の補助金というものを願わなければならぬというふうに皆さんも主張したいと思ひます、私もその点を主張してまいりたいと思ひます。

先ほど三塚委員の方から質問があったのを聞きまして、私もちょっと局長さんの御答弁が私がいま持つております資料は四十八年度のもので、この資料には国庫の補助が九億八千二百五十六万三千円と書いてあります。それから四十九年度、そして五十年とどういうふうな数字を明確にしたいかと思ひます、それとあわせて、都道府県の補助金の交付がございませう、千分の八ですか、総額で四十八年度の額を見ますと、十五億二千九百一十八万七千七百七十二円、こ

の仕方、私学共済に対する理解、こういうものを考えれば、これも重大な財源になるわけでございますが、この方については組合側としてはもっと深く理解を願う方針であるのか、地方財政としてはこれが限度であるのか、こういう点もお聞かせ願ひたいと思ひます。恐らくこれは共済組合の方でなく、文部省側として地方財政のこの額というものに對してもっと配慮を願つてもいいの、地方財政の現状からすればこれが限度であるかというふうな点もお聞かせ願ひたいと思ひます。

○今村(武)政府委員 国が私学共済に對して支出している国庫補助金の逐年の金額でございませう、いま四十八年度九億八千二百万円と御指摘されました。その金額について申しますと、その前年度の四十七年度は八億三千八百万円、四十八年度は九億八千二百万円、四十九年度は十四億四千万、五十年年度は十九億六千四百万、こういうことになっております。

それから都道府県が私学共済に對して援助する経費でございませうが、給与の千分の八相当額が地方交付税の積算の基礎において計算されております。都道府県はその地方交付税の積算の金額をほぼ忠実に現実化、具体化しておる感じでございます。昭和四十八年度におきましてその金額が十五億二千九百万、四十九年度が二十一億三千三百万、五十年年度につきましては、まだ予算を計上してない県がございませう、まだ予算を計上してない県がございませう、この状況を報告のあった分について見ますと、共済組合から要請のあった金額がほぼ忠実に予算化されておるというところでございまして、今年度も縮めてみると、四十八年度の十五億、四十九年度の二十一億が相当の比率で伸びる傾向にあり、最近はおかげさまで私学に對する地方公共団体の理解も大分深まってきており、ありがたいことだと存じております。

○小林信 委員 いろいろお聞きしたいのですが時間がもう過ぎておりますので、あと一つだけお聞きいたします。私学共済の経営の問題で私は自分なりに考えて

おる問題は、大学のように高額の所得の人たちもあるし、幼稚園の保育さんをなさっておられるような低額の方たちもある。この資料で見ますと、大学よりも幼稚園の保育さんなんかの数の方が多い。そうすると低額の組合員の組合員の方が多い。こういうアンバランスの組合員を統括して経営をなさるわけなんです、こういう点の悩みというふうなものはございませうか。

そしてもう一つ、まとめて申しますが、この共済組合法が問題になるときは、未加盟の学校をできるだけ多く、早く組合に加盟させなければいけないという議論がいつも交わされるわけなんです、いまはそういう問題があるかないか、その二つを時間がございませうのでひとつ組合側から御説明願ひたいと思ひます。

○三浦参考人 未加入の問題につきましては、先般来諸先生方の御配慮によりまして法律を改正いたしまして二万五千人程度の新規加入の成果を見たわけでありますが、でも、でき得ますならば私学振興の立場で国の助成を仰ぐにいたしまして、一部未加入であるという弱さをできるだけ早く払拭したいと存ずるのでございまして、なおなお私どもも努力をいたしますけれども、諸先生方からも高所からの御指導をちょうだいして一元的な御施策をちょうだいできるような体制にいたしたいというふうに考えております。ことに御存じのように都内の大学が未加入の形でございませう。

それから、私学共済発足の目的は、幼稚園から大学までの私学に奉職する職員が一体的な体制で扶助事業を行い、福利厚生を図るというのが目的でございませう。この末端の幼稚園保育さんの資格は大体短大卒業程度でございませう。しかも私の方の標準給与の最下限が、ようやくとして三万五千元から五万二千元に引き上げようとしている段階でございませうから、いまの段階で短大出の保育さんが五万二千元で奉職しているという事実もあるわけでございませう。それから一方にはミッションのような学校の、奉仕的な立場で生涯を送る先生

方も組合員としておるわけでございます。したがって、たとえば先ほどの財政補てんの角度から掛金の千分の六を引き上げるといふことも、本来ならばもっとも引き上げて、早く言いますと、いまの責任準備金等を解消するためには一挙に千分の十以上上げる必要があったと思ひますけれども、それをいたしませんのはそういう事情がありますので、これはあとの部分はやはり国の助成、都道府県の助成それから私学振興財団といったような団体からの助成、当初はこの三本立ての助成が不可欠であるという御認識のもとにこの助成体制ができたのでありますけれども、この完璧な助成を仰ぎながら財政の堅実性、安定性を確保していかなければならないというふうに考えるわけでございます。

○小林(信)委員 いろいろありがとうございまして。そういうふうな個々の問題をお聞きしてまいりますと、いかに私学共済の運営というものが御苦労なさっておられるかということがわかるわけですね。それが私学振興の一つの方途であるということを考えれば、私学も国公立もいまま同、同等視しなければならぬという思想から言ひまして、もっと私学助成の道というものは政治的に配慮されなければならぬということが強くわかるわけでございまして、その点、強調していただいたことを非常に感謝を申し上げます。また、いまの幼稚園の保育さんの問題を考えれば、これは四十八年度であります。大学の先生が五万八千に対して幼稚園の先生が六万一千というふうに、低額所得の方たちが非常に大きな部面を持つておる。幼稚園の先生というのはいままで、私が申し上げるまでもなく保育さんだというふうなことで非常に社会的に軽視をされて薄給に甘んじておったわけです。こういうものをどういうふうな改善をしなければならぬか。これはやはり私学助成という問題がいま強く叫ばれておりますので、文部省当局あるいは政治の一つの課題として検討しなければならぬ問題であります。

が、国公の先生方には人権法というものが適用されて非常に給与が上がっております。そういう措置が私学にもなされなければならぬといふことはあの法律に附帯決議として出ているわけですが、それがどういふふうな及んでおるか、これが及ぶ及び方のかんぐでまた共済組合の方の経理運営にも影響してくるものだと思います。

こういう点をお聞きすると大変時間が長くなりませんが、そういう基本的な問題を個々取り上げて改善をして、もっと私学共済の充実をして、そしてここに働く人たちが国立学校あるいは公立学校に働く先生方と何ら隔てがないという状態において初めて私学振興という問題は解決をすると思うのです。ひとつ組合側もそういう実情というものをアバールする、一般社会に認識をさせる。と同時に文部省当局においても、いまほかの団体が百分の十八であるから百分の二十は不可能であるというふうな答弁を聞きましたが、もっと教育という問題は他に比較をするものでなく優先をすべきものじゃないかという少なくとも文部省が見解を持ってこれに対処していただきたい、そういう要望を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○久保田委員長 栗田翠君。

○栗田委員 私学共済法の改正につきまして、かなり前に質問された方とダブる点がありますから、その辺は割愛しながら伺うことにいたします。

最初に私が問題にしたいのは、これは毎年毎国会で改正されておりますが、そのたびに附帯決議がついております。七十一国会でも、また七十二国会でも大体同じ中身で短期給付の国庫補助の問題、それから長期給付百分の二十にせよという問題、それから給与スライドの問題、毎年ついているわけなんです。毎年つきながらこれが実行されていらないという、このところが第一に大変問題だと思ひます。附帯決議を一体どう見ておられるのか、こういうことがあるわけなんです。ね。こを、まず私はその姿勢を伺いたいと思ひ

ますけれども、さっきもそれに触れての御質問が幾らかございました。長期給付、なぜ百分の二十にできないのかという、それに対して農林年金その他の関係があるといふことが一つと、それから財源調整費を加えていけば約百分の二十に近いのだ、こういうふうにおっしゃってられました。

そこで伺ひますけれども、まず七十二国会のときに安嶋局長がやはりこのことの質問を受けて答えられました。財源調整費という形ではなく、やはり国庫補助率の引き上げというところで努力をしていきたいと、もうすでに七十二国会で言っておられます。一体どういふ努力をしてこられたのか。それにもかかわらずことした同じ状態になるのは一体どういふことなのか、その辺をまず伺ひたいと思ひます。

○今村(武)政府委員 七十二国会におきまして、本委員会の附帯決議がございました。

文部省としては、その附帯決議の御趣旨を実現すべく努力はしたわけでございますが、なかなかまだ実現されていないという実態でございます。少し事情を述べさせていただきます。

第一に「長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十以上に引き上げるよう努めること。」この件につきましては、昭和五十年度の予算編成の際にも補助率の引き上げについて検討を行い、予算要求をいたしました。いたしましたが、先ほど申し上げるように農林共済、国共済等との均衡もあり、また学校法人教職員の負担能力、あるいは財源計算等々の問題もございまして、最終的に予算的に実現を見るに至らなかったものでございます。

第二に年金改定の、いわゆる自動スライド制についてでございます。「給与スライドの導入を検討すること。」スライド制という意味が法律によらずして、政府の行政上の施策によって私学の教員の年金が、国公立学校教員の年金と同様に、いわゆる現役の給与のベースアップにスライドして上昇していくような制度をつくれという意味でございますが、これにつきましては政府の部内で公的

年金制度調整連絡会議において検討を重ねてまいりましたけれども、その連絡会で結論が出なかったわけでございます。現在のところ法律をもって給与にスライドするような仕組みになって、それが今回提案をされておるといふことでござい

第三番目に、短期給付に要する費用についてでございますが、国庫補助の道を開けという御趣旨でございますが、これは先ほど三塚先生の御質問にお答えいたしましたように、当時の事情とやや事情が違つてまいりまして、累積赤字が解消して、最近では黒字が累積するような状況にあります。もっともその内容を検討すれば、先ほど申し上げたような事情もあるわけでございますが、そういうこともござい

それとやはり共済制度でございまして、政府としては他の共済制度との均衡を図るという観点もございまして、いろいろ予算要求にも工夫をしてみたわけでございますが、認められなかったというところでござい

○栗田委員 伺わないことまで最初お答えいただいたのですけれども、まず長期給付について私伺っておりますが、いまのお答えですと、毎年毎年附帯決議が出されながら、余り努力らしい努力がされていらない。どうも納得できるような理由があると思ひます。他との均衡とおっしゃいますけれども、それじゃ農林共済なんかですと、私学共済との均衡というふうに言つていらっしゃるんだと思ひまして、両方でそんなことを言つて上げなければ同じことなんですね。これはやっぱりこれを受ける組合員の利益といふことをまず第一にして、大いに考えて努力していくというところ、これが必要じゃないかと思ひます。そこで予算ですけれども、百分の十八を百分の二十にした場合、一体予算的にはどのくらい余分に必要だったのでしょうか。

○今村(武)政府委員 いま的確な数字を持つておりませんが、財源調整費が百分の一・七七でござ

いま御質問は百分の二十と百分の十八、百分の二が幾らかという御質問でございますので、一七七に該当する金額が一億六千三百万円でございます。したがって、二%となりますと、恐らく一億八千万そこらじやないかと思ひます。

○栗田委員 結局大した金額ではないということ

大蔵省に伺ひますけれども、さっきのような均衡ということをしきりに言われていますけれども、それは私は余り理由にならないと思うのですが、大蔵省は一体なぜこれを認められなかったのでしょうか。年々こういう要求が出されながら、認めていないという、その理由です。それをはっきり胸に落ちるよう説明してください。

○梅澤説明員 御説明申し上げます。

御案内のとおり、わが国では各種の年金の制度がございまして、各制度ごとに国庫助成の割合を違へてございまして、いま御指摘のありました私学共済年金について現行の補助率は御指摘のとおり十八%でございますが、百分の二十という率は恐らく厚生年金に対する現行の補助率を想定しての御議論かと思ひます。私も毎年度予算編成の過程におきましてこの問題を検討いたしておるわけでございますけれども、結論的に申しまして、現行の私学共済に対する補助率百分の十八というのは十分均衡のとれた率であるというふうに考へております。と申しますのは、厚生年金と端的に比較いたしますと、厚生年金の場合年金の算定の基礎になります給与のとり方、これが厚生年金と私学の共済の場合は異なっております。

それから、もう一つ主要な理由といたしましては、これは現在年金制度でいろいろ問題になっております点でございますけれども、年金給付の開始年齢が違ふ。つまり、共済の場合は五十五歳、厚生年金の場合は六十歳でございます。

で、各種の点を勘案いたしますと、年金給付現価と申しますか、もっと端的に言えば、年金給付の水準が、共済年金の場合は厚生年金よりも上回っております。でございます。そういったします

と、いずれにいたしましても、各種の年金に対する国庫助成というものは十分均衡のとれたものでなければなりませんので、したがって厚生年金と同率の率を共済年金に助成することについては、かえって国庫助成としての均衡を失するといふふうに考へております。

○栗田委員 そうなりますと、国会で毎年毎年附帯決議をつけておりましたけれども、それじゃ国会の決議というのは実情を知らないから、国会で議員がみんな附帯決議をつくっているけれども、大蔵省としてはそういう理由があるから今後とも百分の十八で十分だ、こう考へていらつしやるわけですか。その辺を伺ひます。今後附帯決議を守って、要求に対してそれをのんで百分の二十にしていくお気持ちがあるのかどうか、それとも実情を知らないくだけない要求をしているのだと考へていらつしやるのか、その辺の考へを伺ひたいと思ひます。

○梅澤説明員 御説明申し上げます。

本件に限りません、国会で御決議をいただきました事項につきましては、予算編成の過程において入念に念頭に置きつつ検討をいたしておるわけでございます。いまの百分の十八の問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、現行の年金制度の仕組みのもとにおいては、百分の十八を変更することはかえって均衡を失する。この考へ方は、現行の制度に関する限り、財政当局としては変わらないといふふうに御説明申し上げます。

○栗田委員 じゃ、一生懸命附帯決議をつけてもだめだということなんです。これは大変な発言だと思ひます。また後でこの問題については、今後のこと、またこれから私学共済の法案をここで改正を決めていくわけですが、みんな協賛をさせていたで考へさせていただかなければならぬ、こういうふうに思ひます。

次に、短期給付の問題についてですけれども、さっき百分の十の問題、やはり出ておりましたから、私はその中身について伺ひませんが、さきの

御質問で、黒字に短期給付の経営状態が転じてはいるけれども、決して長期安定したものではないといふようなお話でございます。そして、いままでの国会での御答弁を開きまして、やはり国庫補助をしていくように努力をしていくというところが言われているわけなんです。特に最近、私立の大学などを見ますと、健保の方がいいからというので単一組合をつくって健保に転じているようなところもあるわけですが、こんな実情を考へ合せていくのではないかと、教の多いところでは健保に変わっていくようなところさえ出てくるのではないかと、矛盾するのではないかと、いふふうに思ひますけれども、いまの単一組合をつくっていくような実態すら出てきている実情と、百分の十の国庫補助をしていくべきだといふままの御回答との関係の中から、どう努力をされてきたか、どう努力をこれからされるかというその考へを伺ひたいと思ひます。

○今村(武)政府委員 私自身は、前に附帯決議をつけたりましたところの私学共済の短期給付事業の経理の内容がございまして、そういう実態を基礎にして短期給付に対しても国庫補助の道を開くべしといふ附帯決議がつけられたことと考へております。そして、その後事情がやや変わつてまいりましたことは先ほど御説明申し上げたとおりでございます。やや変わったからといって附帯決議の御趣旨が全く変更されるほど事態が変わつてはいない。したがって、私どもも附帯決議の御趣旨を尊重して予算要求をしておるわけでございます。予算はなかなか、一定の枠内で、文部省予算の中でも取捨選択が行われますので、要求をいたしました、いろいろ、たとえば管理局だけ限つてみても、管理局のいろいろな柱と申しますか、予算の柱との兼ね合いで最終的に認めることができなかった、かようなわけでございます。

○栗田委員 さっきの大蔵省の答弁もありますけれども、非常に国会でやられてる決議、みんなの考へというものが反映しない、文部省としてそれでまた余り十分努力もしていらつしやらないといふようなことで、私は大変残念だと思ひます。そういう態度でなくて、もっともっと私学の教職員のために本気になつて努力をしていかなければ、こういう審議はやつてもしょうがないんじゃないかという気がしてくるわけですね。その点もしかりやつていただかなければならないと思ひます。引き続いてもう一つ、運営審議会の問題に移りますけれども、これも私学共済の自身が十分なものになつていない一つの理由になつてゐるんじゃないかと思ひます。いま私が調査いたしましたら、この運営審議会のメンバー二十一名、学識経験者七名、法人役員関係七名、組合員関係七名といふふうになつております。ところで、この組合員関係といふのが言つてみれば一般教職員の代表といふことになるわけなんです、この方たちはどういう選び方で選ばれておりますか。

○今村(武)政府委員 共済組合の運営審議会の委員の中で、組合員を代表する者につきましては、全私学連合の推薦を求めまして、その推薦に基づきまして任命をいたしております。

○栗田委員 ところで、全国の私学連合なんですけれども、たとえばこの中で、七団体ぐらいで構成されているようですけれども、私大連とか私中高連、この連合でいる私学連合そのものが大層問題だと思ひます。

ここに私中高連の名簿がありまして、私、調べましたところが、驚いたことに、その日本私中高連、全部、校長とか理事長で占められてゐるわけなんです。これは一般の教職員の代表、組合員代表はほとんど出ておりませんで、どこかにたった一人、教諭という方がゐるのが珍しく、全部校長、理事長でございます。ところが、その組合員関係まで選んでいますが、一般教職員といふことになつてゐても本当に職場から選ばれた代表が出ていないというのが実情です。これは私の調査ではっきりしております。日教組代表は一人も入っておりません。私学共済法で、組合の業務

おりません。問題点は明らかに労働協約に違反するかどうかという問題だと思いますが、そういう事実関係でございまして、いま直ちに答弁するということは差し控えていただいて、なお研究させていただきたいと存じます。

○栗田委員 急いで調査をしていただきたいと思ひます。これはその方たちにとって重大な問題になっておりますから。少なくとも、その調査をした結果そういう疑いが濃厚な場合に、資格が剝奪されていた場合には直ちに保留すべきだと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○今村(武)政府委員 事実関係がわかりませんので、事実関係を明らかにいたしました上、正確なと言いますか、御回答をさせていただきますと存じます。

○栗田委員 次に私は、私学共済問題と関連しましてどうしても伺いたい点がありますので、二、三伺わせていただきます。

これは私立学校に対する八十億円の国庫補助金が今度出まして、この配分をめぐって各都道府県いろいろに頭を悩ましたり期待をしたりしているわけです。

ところで先日五月六日、地方行政委員会ではこの八十億の問題が討議されました。このとき文部省の高石振興課長が、八十億円の補助対象に直接授業料補助をしているところは加えないというふうに言っておられますが、これはそのとおりでしょうか。

○今村(武)政府委員 八十億円というのは、都道府県が学校法人の経常的経費といいますが、教職員の人件費あるいは物件費、経常経費について補助をするのを国が奨励する、その奨励のための補助金として予算に計上したものでございまして、

ところで、経常経費というのは、私学の学校法人の歳入、歳出で考えてみますと、歳出面に計上された、つまり私学で必要な経費といいますが、私学で必要な歳出でございまして。授業料減免経費というものは歳出面に上がってこない経費でございまして。歳入補てんというような意味があつて、歳

出面に上がつてこない経費、したがって、観念的にはこの経常経費も学費減免経費も類似した観念でございましてけれども、予算の実務から考えますと学費減免措置とこの経常経費というのは別の性質のものとして考えなければならぬ。したがって高石振興課長がお答えしたとおりの見解を持っております。

○栗田委員 同じその委員会が高石課長は、間接的な補助はかまわないが直接的には問題である、こう言っているのですね。いまのお答えとちよつと違いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○今村(武)政府委員 文部省は私学の学校法人に対する都道府県の助成については従来無関係であつたわけですね。したがって、都道府県ごとに各種各様の補助の態様がございまして。学校法人の経常経費に対して都道府県が補助金を現実には支出しながら、それが間接的な結果としては授業料減免に役立ちますので、授業料減免措置だと称しておるような県もあるわけですね。それから歳入面の欠陥を補うという意味で学費減免措置を行っているところもございまして。つまり、学費減免措置という一言で表現される内容が、歳入、歳出面の予算の技術から見ますといろいろ違った態様になつております。したがってその態様を大きく二つにとらえて、間接的なもの、つまり直接的には経常費補助金であるものは経常費補助金として考えるけれども、直接的に父兄にお金を出すようなもの、そういうものは私学の学校法人の経常費に対する補助金ではないから経常費の補助金としては考えません、そういう意味のことを非常に短く縮めて課長が御説明しているように思ひます。

○栗田委員 それではもう少し確かめさせていただきますが、直接授業料補助というのは父兄に現金を渡すのですかね。どこかの窓口で直接に授業料の補助金ですと現金を渡すような場合であつて、間接的と言われたのは、たとえば学校法人に一定の額を下ろしてそれをどのような形で使っていくか、それによつて結果的には授業料が安く

なつたという場合にはそう見て、そういう形ならばよいというわけですね。

○今村(武)政府委員 お答えいたします。

学校法人に出す場合にまた二通りに分けられるような気がいたします。つまり歳出面に計上された経常費に対する補助金でありながら、効果が学費減免になるのを学費減免だという面をしきりにPRしておるような県もあるわけですね。それから歳出面の経常費に補助しないで歳入の欠陥を補うという意味で歳入に対する補助金、その言葉も本当は適当でないのですが、歳入に対する補助金をふやす、ふやす名目を学費減免という名前をつけて学費減免の補助金と言つておるような県もあるわけですね。学校法人にお金が行く場合もまた分けてみると二つの型があるように思ひます。

○栗田委員 そうしますと、少し具体的に伺ひますけれども、直接助成に該当するところはどことどこだと考えていらつしやいますか。それから間接助成でも、後者の歳入に補助金を充当している場合、これはいまのお答えですとぐあいが悪いといふことなのでしようけれども、それはどことどこなのでしようか。

○今村(武)政府委員 従来都道府県が都道府県の方針に基づいてそれぞれにやっていたものを、私も今年度初めて都道府県の課長から克明にその内容を聞いたわけでございます。聞いてみますと、名前は同じでありながら実態がいろいろ分かれていてことに実は驚いて、まだ整理が十分でないわけでございます。ある概念を立てて、その概念に該当する都道府県がこれとこれというにはまだ正確なものもございまして。しかし、私もまだ理解しておる限りにおいて申し上げますと、学校法人が授業料を一定額減額する場合に、その学校法人に対して都道府県がお金を出すケースと、それから学費を負担する、いわゆる父母に對してお金を出す場合と二通りがございまして。そのうち前者の割合が圧倒的に多い。学校法人が授業料を一定額減免した場合に、当該学校法人に対してその減免額相当額のお金を渡すという県が二

十二県、それから後の、父兄に対して直接お金を渡すという県が二県というようにございまして。しかし県名を申し上げますと、またもう一回精査しますと動くかもしれませんので、おおよその見当として御理解いただくためにここでは数字だけ言わしていただきたいと思います。三月の県の課長から口頭で事情を聞いた結果がかうでございますが、今年度の補助金の配分に関するところで、また各県ごとの事情に影響もございまして、不正確な県を申し上げては恐縮でございますから、いまのところその二十二と二という大まかな数字を申し上げて全国の動向の概念だけを御理解いただきたいと存じます。

○栗田委員 それではもう一度はつきりお考えを確かめておきますが、直接父兄に現金を渡す場合はぐあいが悪い、それから法人に出された場合でも、歳入面に授業料収入分の足りない分を充当するといふ形で入れているようなところに対しては八十億配分のときの対象として考えないということではしようか。

○今村(武)政府委員 この補助金の性質が経常費補助、お金がかかりますから補助金を下さい、こういったことで、歳出面に計上された経常費に対する補助といふことでございまして。歳入面に対する補助といふ言ひ方は本当は私はおかしいのだからと思うのですけれども、あえて分けてみるとそういう説明があるかと思ひます。結局しかし、それにいたしましたもこの二つは一緒になつてしまふので、経常費に対して補助をする、その結果が授業料の減免になるというだけの要素で考えますと、どちらから言つても同じことになつてしまふので、各県の課長におきましては、国のこの補助金が始まつた機会に、従来各県にとらばらば、まちまちであつて、どうも国の補助金制度と事務的に合わない仕組みを今度の六月あるいは九月の県会において適当に是正をして、そうして通常に補助金ももらえるような形にしたいといふことで研究を進めておる県が多いこともまた事実でございまして。それもまた御報告いたし

まして、私の説明は正確を期そうとしてやや奇妙な説明になっているようにも思いますが、しかし正確に御理解いただきたいと思ひまして、私流の概念規定をもって御説明したわけですが、しかしこの二つは違つてゐるようでは本当は一つのことになし得ますので、一つのものにするように、各県の課長はいま工夫中であるということも申し添えておきたいと存じます。

○栗田委員 高等学校の場合、経費補助だけに限るといふその考え方についてですが、私は大臣に伺ひたいのですけれども、私学助成の考え方の中に、教育の機会均等という考え方はかなり大きな要素になっていると思ひます。いま高等学校の場合、すでに九〇%以上の進学率を超えておりまして、私立の高校へ入る家庭が豊かだから私立を選ぶという実情でもないわけですね。これはむしろ中学のときの成績で振り分けられてゐるような面が非常に多いわけですね。各県の父母の要望を聞きまして、いまの私学の負担が非常に多くて、そのために子供を学校に通わせるのが実に苦しいというのが大きき声になっております。実際受験の時期になりますと、公立へ行くつもりだったのに落ちて私立しか行けないからやめたとか、公立だけしか受けてなくて、そのために落ちたら自殺をした子供が出てきたとか、いろいろな悲劇も生まれてゐるわけですね。

ここに大学私学教組の父母に対するアンケート調査がございます。二年生、三年生の父母ですが、いまの学費問題をどう考へてゐるかという点となんですけれども、まず第一に、あなたの御子弟を私学に入學せられた理由をお聞かせくださいといひますと、もう八五・八%までが公立に行かせたかったが行けなかつたからと、こう言つてゐるわけなんです。それでは学費についてどう思ふかと聞きますと、公立との差があり過ぎるというのがもう九〇・七%、その他答へないのまで入れましたらもう一〇〇%に近いわけですね。じゃ、学費値上げによってあなたの家計に影響がありますか、耐えがたい負担であるというのが二

四・九%で、これから非常に心配になつてきたといふのを入れますと九二%になつてゐるのです。しかも、学費支払いのために家族がどうやつてゐるかといふこととすると、共働きや内職をしてゐるといふのが三八・六%、子供がアルバイトしてゐるといふのもかなりあります。何にもしなくやつてゐるというのがたつた一四・五%しかない。こういう実態になつてゐるわけですね。

ですから、いま各地で、直接的にせよ間接的にせよ、授業料助成という形で都道府県がやつておられますのを父母は非常に歓迎してゐまして、ぜひそれをしてほしいといふことを言つてゐるわけですね。もちろん経費の助成をすることによつて教育内容を高めるといふ中身はあるわけですが、これはこれで必要なんですけれども、それだけでは間に合わないといふことなんです。こういうことでの要望がいま非常に高まつてゐますときに、経費だけに限つて授業料助成の場合には計算に入れないといふ考え方ですね。さっきの法人の場合、いろいろやり方によつて複雑な形になつてはきますけれども、その考え方を今後ずっと続けていかれますのでしようか。私は、かなり不合理ではないかといふふうに思ふのですが、いかがですか。

○今村(公)政府委員 今回八十億の経費は経費補助金として計上された。したがつて、経費補助金という観点の中に入らない経費については補助の対象にならない、これは私どもの行政技術屋の意見としてはあたりまえなことだと思ひます。学費減免という措置について果が補助金を出すといふことでございしますが、これも何か私ども行政の事務屋という見地から見ますと、奇妙な感じがするのです。減免するににお金がかからないじゃないか、かからないお金に對してどうして補助金を出すんだ。何かお金がかかるから補助金を出せといふのはわかるのですけれども、減免するににお金がかからない、かからないお金に、マイナスのお金に補助金を出せといふような、何か予算の理屈がありそうで、さつきから変なことを申

し上げてゐるのですが、それにしても現実にやられてゐることは事実でございますし、その辺を県の課長と話をしてみますと、それならば同じことなんだから経費の補助金とかえまして、結果としては学費はその分だけ減免になるんです。何か考へ方だけの整理であつて、何も変わつてゐないような、しかし観念だけで議論すると二つがあるような気がいたしました。私もまだ、ここの補助金の配分の決定までには、その辺を自己流の言ひ方でもなくとも少しだけでも共通に理解できるような言葉で説明できるようにならなければいけないと思つてゐるのですが、非常に問題がございまして、決して私ども、学費減免に對して違反だとか拒絶するとかいふ気持ちを持つておるわけではないわけでございます。

○栗田委員 父母の負担を減免するといふこととすね。大臣、どう考へてでしょうか。

○永井国務大臣 父母が私立の高等学校にお子さんを入れる場合に、いま非常に授業料が高いのでお困りになるということは、もう世間に広く知られてゐることで、われわれも十分にこの点を認識してゐます。また、その問題は教育の機会均等と関連して重要なことであるといふことも、私も全くそう思ひます。

そこで、父母のお立場から言いますと、授業料減免という姿でいまの教育機会均等とかさういふ要求を満たしてほしいといふことになりまして、それが、歳入と歳出といふのはやはり関連してゐるわけですね。それで経費に金がかかつてそこは足りないといふことがやはり私学の経営の体質でありまして、それが高い授業料を招くといふ相互関連性があるわけでございますから、私たちとして父母の授業料の負担を考へないといふことではなないと思ひます。要するに私学における歳出面の不安といふものを機分でも政府として助成していただくことによつて間接的にいまのような先生御指摘の父母の要求にこたえていく、こういう形で今回の助成が行われ、またこれに踏み切つたものと私

は考へております。

○栗田委員 自治省に伺ひますが、自治省は一九六八年に授業料助成についての自治省見解というのを出しておられます。これは先ほどから私が幾度も言つてゐます五月六日の地方行政委員会の中でも問題になりまして、ここで自治省の答弁で、実情に合わない面も出てきたから行政局で検討してもらふようにするといふふうに言つておられますが、どのように検討されましたか。

○石原説明員 まだ検討結果の結論は出ておりません。

○栗田委員 それではお考えを伺ひますけれども、この自治省見解というのが実は各地で授業料助成の運動、私学助成の運動をしていきますときにかなりぶつかる問題なんです。ところが、この中身を見ますと、ずいぶん実情に合わないなとも思ひますけれども、こんなことが書いてあります。「一般に公立に入學せしめれば低廉な経費ですむところを私立学校独自の伝統、校風、教育方針等を慕ひ、好んで入學するのであつて、これらの者は家計に余裕があり、取立て多額の教育費の支出を予め承知してゐる者である」と考えられ、これらの者に對して補助金を交付することは公益上必要であるとは到底考へられない。」といふようなことを言つてゐるのです。高等学校の場合でも同じであるが、「一方の公立学校の定員が少ないためやむを得ず入學する者があり、これらのものの教育費負担が公立学校等に比し過重であることは事実である。しかし、ともかくにも入學させ得る者についてはまだ余裕があるのであつて、月千円の補助を受けても到底私立学校へ入學することができないため、進學をあきらめて就職する勤労青年との間の均衡は全く失なわれてゐる」なんといふことが書いてあるのです。これはずいぶん実態にも合いませんし、勤労青年との均衡といふのはなくて、教育を受ける権利、学習権をいかに保障し、その機会を均等に与えていくかといふ立場から言つて、ずいぶんおかしい見解だと思ひますが、現在の一九七五年の実態に合

わせましてこの見解をどうお考えになりますか。

○石原説明員 四十三年二月の行政実例でござい
ますが、これは愛知県からの問いに対して答えた
ものでありまして、その内容は公金の支出のあり
方がいかにあるべきかという形で問われておりま
す。すなわち地方自治法二百三十二条の二におき
ましては、地方公共団体は公益上の必要性がある
場合に補助金を出したりあるいは寄付金をしたり
することができるということになっております。

その解釈として、公金の支出のあり方として、住
民に一律的に公金を支出することが適当でないん
ではないかという考え方でその行政実例が出され
たと理解しております。したがっていまいちゆる
授業料減免補助がどう理由で——私学と公立
学校とも進学者の実態はどういう関係にあるか
というそういう実態関係というよりも、公金の支出
のあり方として個人の家計費補助的な支出は適当
でないんじゃないかという考え方が基礎になって
いるように思います。そういう意味で、公金の支
出のあり方という点では、私はその考え方は現在
も正しいんじゃないかと思っております。

○栗田委員 公金の支出の面というふうにおっ
しゃいますけれども、それは、私まだよくわか
らないのですが、授業料をたとえ直接補助してい
る場合でも、それは父母の負担の軽減をはかる
という立場で考えていくと、一休法人に対して補助
する場合と直接補助する場合とどこが違うのかと
いうことですね。もちろん現金を渡しているとか
いらないとかという問題は出てまいります。それか
らさっきのお答えですと、今度の八十億の場合に
は経常費助成という名目になっているから経常費
でないものには出さない。これは一応筋が通って
おりますけれども、それでは、考え方として直接
助成するのとしないのとどう違うのか、その辺は
いかがですか、どうなんですか。

○今村(武)政府委員 直接というのは父母に対し
て直接補助金を出す、あるいは父母に対して結局
は授業料を軽減するんだけれども、学校法人にお
金を渡すことによって学校法人が授業料を減免す

るから間接的に父母が減免の効果を受けるという
ことでございまして、先生おっしゃる通りに結果
は同じことになる。しかしその方法は、おっしゃ
るようにまた直接と間接の違いがある。直接の場
合は私も事務屋の立場から言いますと、大変に
膨大な事務量が要する。間接の場合は、何百人
分、何千人分まとめて一カ所で処理ができるから
財務の処理上は非常に簡単である、こんなことを
言えるのではないかと思います。

○栗田委員 違ひは事務量の問題だけだというこ
とですね。自治省の御見解とも、そうしますと
ちよっと違ひますね。それから、さっき自治省は
考えは変わっていない、見解は正しいとおっしゃ
いましたが、この間の地方行政委員会では実情に
合わない面があるから検討するというお答えが出
ているんですね。矛盾していますけれども、どう
なっているんでしょうか。

○石原説明員 たしかその地方行政委員会での答
弁では、行政局長からその後の実情など調べて、
あの行政実例がそのままで正しいか、どうか、い
ま妥当するかどうかという点について調べて検討
したいということ、あれがいけないというか直
すというか、そういう意味でなしに、実態関係を
よく調べて、現状においてあれが妥当するかどうか
という点を検討するということにお答えをした
と聞いております。私もその行政局長と違ひこと
を申し上げているわけではありませんが、公金支
出のあり方という面では、私はいまの行政実例は
正しいんじゃないかという私の見解を申し上げた
わけでありまして、もちろんこの点については、行
政局において検討の結果、役所としての方針が決
まればその見解に従うつもりでございまして。

○栗田委員 それでは、早急に検討していただい
て、また結果をぜひお知らせください。
それでは、時間ありませんからもう終わらせ
ていただきますけれども、今度の八十億の授業料
補助に関係する考え方については大体伺ってわか
りました。どのようにやっていったらいいだろう
かということも大体わかりました。それで、最後

に、授業料補助以外に配分の基準として検討して
いらっしゃるのはどんなことでしょうか。

○今村(武)政府委員 八十億の配分につきまして
は、初年度のこととございまして、相当慎重に扱
う必要があると思ひました。というのは、県
の方でまだ白紙であれば、国の方からいろいろな
方針を示してやりやすいわけではございますが、県
はすでに県独自の過去五年間の実績を持っており
ます。それに八十億という、県が支出しているお
金に比べればわりと少額のお金をもって国が何ら
かの措置を講じようとするわけで、相当慎重な取
り扱いをしなければいけないと思ひまして、三月
の末に一週間はどかけて、まず私もは県の実態
を十分知るといふことをやりました。配分につ
きましては六月の県会、それから九月の県会、県
がまたことしの八十億あるいは地方交付税の積算
の基礎等を勘案しながら措置をいたしたもので、
そしてその措置をした結果について八十億が奨
励、援助的な役割りを果たせばよろしいわけで
ございまして、まだ現在の時点においては配分
の方針を決定的に決めておるわけではございま
せん。新しい補助金であるので、政府で決定されま
した直後に県の私学担当課長を集めて、一つのた
き台、骨子案という名前をつけて出した案を基
礎にしてみんなで討論した事実はございましてす
けれども、まだ配分の方針を決めておるわけでは
ないというのが現状でございまして。

○栗田委員 高校以下の補助金、来年度はどうな
ざるおつもりですか。

○今村(武)政府委員 来年度は、文部省から八月
の末に文部省の省議を経て大蔵省に概算要求書
を出さなければいけないわけとございまして。国会で
も終わりました時期ごろから真剣に取り組まなけ
ればならないと考えておりますが、目下現在の法
案を通していただくことに精いっぱいになってお
りますので、まだそこまで考えておらないところ
でございまして。

○栗田委員 では、これで終わります。

○久保田委員長 山原委員より関連質疑の申し出

がありますので、これを許します。山原健二郎
君。

○山原委員 一言だけ質問します。
栗田さんが残された問題です。それは附帯決議
の問題ですね。長期給付の国の補助率百分の二十
というのは、これは毎年私も私学共済を審議す
るにあたって年中行事のような形で附帯決議がつ
けられていたわけですね。ところが先ほど大蔵省の
説明を聞きますと、現行の年金体ではそれはで
きない、という言い方ですね。そうするとわか
れわれは何となく、きょうもまさに採決が、高橋
先生の質問のあとで行われようとしておる段階で
また附帯決議をつけようとしておる、迂遠なこと
を私たちはやっておるのかという疑問が生じてく
るわけですね。そこで理事長にお伺いしたいので
すが、この大蔵省の見解、大蔵省が言っておるこ
ころの均衡論、そういうものに対して理論的にそ
うではないんだ、私学の切実な要求はこうなんだ
あると云うことができるのか、そういう決意があ
るのかということですね。これが一つ。

そして同時に、そのことについては文部省にも
お聞きしたいのですが、文部省はどういうふう
にお受けとめになっておるか。国会の方で附帯決議
を毎年つけられておるのだから、これは国会がお
やりになることでやむを得ないというふうにお考
えておるか。実際にこれは何年も何年もこんなこ
とをやっているわけですから、どこかで突破しな
いと、委員会としても余りかっこのいい話では
ないと思ひます。もちろんその努力が続け
られていては思ひますけれども、この隘路を
どこで突破するかというところは、もう考えられな
いとかぬと思うんですね。そういう点で文部省
が、この委員会で附帯決議をつけられるのは御勝
手でございましてという受け取り方なのか、先ほど
文化財保護法のおとき、文部大臣はやむを得ない
というお言葉をお使いになったわけですが、ちよ
っと私は気にかかっているのです。あのやむを得な
いというの、たとえば何も法律改正しなくとも
いいのに、この委員会が勝手にやってやむを得な

いんだというお考えかあるいはこの程度の改正ではだめだ、もっと改正しなければならぬという積極的なやむを得ないというお言葉であつたのか、これもあわせて伺つておきたいのです。どうでしょう。

○加藤参考人 お答え申し上げます。

現在いろいろ調査をいたしておりますが、過去の四十八年度では三百六十五億の保有財産に対する不安感が残つておりますし、その後、皆様のお力で年金の改定等が行われておりますので、それに基づきまして支払いをやりますと、われわれ後々のための安全性というのを考えますと、それを計算に持つてまいりますと、先ほど常務から申し上げましたように、かなり大きな金額を補助していかねばならぬ。こういうことで、その点の満足点を与えるためには、どうしても百分の二十を厚生年金並みにいたさなければ、その不安感を取り払われない、こういうのが現状でございます。

○今村(武)政府委員 私学共済の方で財源の事情の御説明があつて、どうしても厚生年金並みにしていただければやり切れないのだという御説明がございましたが、先ほど大蔵省の主計官から御説明がございましたように、厚生年金並みにというだけの議論をいたしますと、厚生年金と私学共済とはその内容が違ひますので、横に並べて御議論をなさる大蔵省の議論の方に私は説得をされてしまふわけでございます。ですから、もう少し違った意味で、数理的な保険料率がいかになければならぬか、あるいは整理資源率がいかになければならぬか、したがって財源率がいかになければならぬか、その財源率が他の共済組合と比べてどうか、あるいは私学の共済のためにいかなる給付内容、保険給付、貸し付け事業あるいは長期、短期やつていくか、そういうことを詳細に緻密に積み上げないと、簡単によそがよい比率だからうちもよい比率にしてくれというだけでは、うちとよそとの内容が違ひという議論をされると、なかなかうまく議論を突破できないところもございます。

全体の仕組み、構造とも関連いたしますので、非常にむずかしい問題をはらんでおりますが、補助率が高まることは、結局は、結局は私学の振興に役立ち、私学の先生方の福祉に役立つことでございますので、私も私どもとしては附帯決議の御趣旨を体しまして、従前以上に緻密な議論をし、引き上げることで行政の技術面においても十分了解を得られるよう、さらに一段と工夫、努力を重ねなければならぬ、かように考えております。

○永井国務大臣 文化財保護法案に關連してやむを得ないと申し上げましたことについて、私の考えを申し上げます。

文化財保護に關連いたしまして、今回の法案に盛り込まれた考え方以外にも、さらに理想的に行つていくというような考え方もあるというところは考えております。ただ、この種の問題を実現していきまます上には、財源等勘案しなければならぬ諸条件というものがあつたので、国会の諸先生方がこの法案を作成なさつて、そして御討議を進められていくところまで、その積極性というもので政府は積極性を持っておりません。しかしながら、国会のきわめて重要な御決定でございますから、それを尊重して私たちも御協力申し上げたい、こういう意味合いでございます。

○山原委員 この私学年金に対する附帯決議は、与野党一致して決定しているわけですね。臨路があれば、それを国会としても突破をしていくということが必要なんです。これは当然委員長としてもお考えいただくべきことだと思いますので、そういう意味で私発言しておりますが、答弁をいただきますから、これでおきます。

○久保田委員長 高橋繁君。

○高橋(憲)委員 私は、いま私学共済に現実に対応している問題を取り上げ、あるいは私学振興とあわせて若干質問をいたしたいと思つております。

まず最初に、地方自治体が大変に財政的に窮乏を告げておる。そういうことで大学の組合の掛金を各都道府県が千分の八補助をしておる。この千

分の八補助について切ろうとしておる、あるいは低額にしてほしいという都道府県があるやに聞いておりますが、そういうことを文部省は聞いておられますかどうか、この点についてまず最初にお聞きいたします。

○今村(武)政府委員 先生のおっしゃるようなお話をちらつと聞いたこともございますので、各県に照会をいたしました。昭和四十八年度、昭和四十九年度、昭和五十年年度の私学共済組合に対する都道府県の補助について実情を調べてみました。

四十八年度、四十九年度については過去の実績でございますので、四十八年度十五億、四十九年度二十一億という数字が明らかになっております。五十年年度については未定であるが未計上という県が五県ございます。四十二県についていま累計いたしました二十五億でございます。この五県はわりと大きな県も入つておりますので、計上されますと恐らく二十六、七億あるいは二十七、八億円になるのじゃないだろうかという感じがいたしております。この大勢を見てみますと、ちよつと聞いたような心配はやや杞憂ではなかつただろうか。そう心配しなくてもいいのじゃないか。私学の共済組合からの要請額がほとんど聞き入れられておる。聞き入れられてないところは、不足額については補正予算で組むとかいふたような話も聞いておりますので、耳にしたほどの心配はないのではなからうかと考えておる次第でございます。

○高橋(憲)委員 組合側の方は状況をどのように把握されておりますか。

○加藤参考人 いまお話しのように、地方自治体の財源が非常に苦しいということで、いままではかなり順調に補助をもらつておりましたが、その補助は大体私学共済業務にという規定が三十五条にあります。が、実際はそうでなくて、都道府県によりましては先生方の掛金に、そういうことが慣習となつております。根本は私学共済の業務にと中心にして請求をいたしておりますが、現在わ

れわれの耳に入つておりますところは、まず東京が昨年かなり削られております。と申しますのは、自治体は、高等学校以下の教育については責任があるけれども、大学、短大等は国家がやるべきである、そういう負担はともないまの東京の財政ではやれないということで、大学の先生は七カ月分程度しか補助は回らない、こういう現状であります。その後いろいろ手を尽くしまして、各都府県議員の先生方にもかなり努力していただいておりますが、どんな結果になるかまだわかりません。そのほかわれわれの耳に入つておりますのは、まだ決定とはまいておりませんが、岡山、福岡というところがありまして、あるいは宮城県でまだはっきりした結果が出ていないので、不安感をその土地の先生方は抱かれておるようでございます。

○高橋(憲)委員 東京初め福岡その他都道府県があるようでありまして、組合側は、組合員がそういう不安を抱いて、文部省の方は、そういう心配ない、補正予算で組まれるであらう、このように踏まえておるようでありまして、実際こういう傾向が今後起きないとも限りませんが、果たして補正予算で組まれるかどうかということも危惧されるわけですが、そうした場合に文部省としてはどういう今後の対策を考えておりますか。

○今村(武)政府委員 私立学校教職員共済組合法の第三十五条には、「国及び都道府県の補助」という規定がございます。その第三項で、「都道府県は、当該都道府県の予算の範囲内において、組合の業務に要する経費について補助することができ。」という規定がございます。そして、都道府県は大学、高専を所管しないので、高等学校以下の私学を所管しております。したがって、地方財政がだんだん窮乏になってくると、従来はいろんな経緯で県内にある私立の大学、高専についても補助金を出していたものが、高校以下について補助金を出さうという傾向が出てくるのはやむを得ないところかと思つております。しかし、それでは私学共済組合の運営上支障もございまして、附

帯決議の御趣旨に沿ひまして、国庫補助金が現在

法律で百分の十八となつておりますが、これが百分の二十にされまふよう積算の内容等を精査いたしまして、要求すべき理由を明瞭にして予算の増額に努めたい、かように存じております。

○高橋(繁)委員 百分の十八を百分の二十にするのは、いま議論されたとおりでなかなかむずかしい問題です。ところが、大学の方はもう現実に四県なり五県がそういう掛金の補助を打ち切つてい

るという事を考えると、もういまの問題なんです。現実の問題なんです。ですから、そういう対策を百分の十八から百分の二十にした上においてということではなくて、そういう緊急な対策を考へていくべきではないか、このように思ふわけですよ。それ以上のお答えは出そうもないから強く要請をしておきますが、そのことが今度高校につ

いても、地方自治体の財政の窮乏といふことから、あるいは今回の八十億の補助といふことから、あわせて高校に対する千分の八の補助も心配になつてくる、このように私は考へるわけですが、その前に、いまも質問がありました今回の私学振興とあわせて高校に対する八十億の補助の問題ですが、配分基準が定まつていないといふこと

とでいまもいろいろ問題になりましたが、都道府県のふりにかけるわけでありますが、そのふりにかける一定の限度のラインを一体どこに設定するかといふことが問題になつてくると思ふ。配分基準は七月に決める、こう報道しておりますね。あなたもまたそうおっしゃつておりました

が、そうした一定の限度のラインをどこにおくかといふことが最大の焦点にならうと思ふ。その中で、地方交付税の単位費用を一応目安とする、これには変わりございませんか。大体それらを目安として今後の配分基準を決定するつもりなのかどううか。

○今村(武)政府委員 まだ決めておらないわけでございますから、先生こうじゃないかと言われましても、決めてないわけですから、答えられないというのが、私、何か一番正確な御答弁じゃない

かと思ひます。

いま先生の御指摘は、試案をみんなで検討する場合に議論した、その過去の議論のどこに出たことでございまして、新しい事実でございまして、で、わりにそれが皆さんに浸透しまして、あほか

も文部省は決めておるのかようなつもりで反論がいろいろ出てくるわけでございますが、まだ決めていないわけでございます。

○高橋(繁)委員 この配分の問題、そういうことを目安に考へていくかといふことを聞いたのであつて、まだその考へを持っていないといふこと

なんです。あるいは最終的に七月になつたら決めるというふうに言われておりますが、大体めどを六月末か七月のいつごろかといふことを聞いておきたいのです。

○今村(武)政府委員 おそらくとも七月の末ごろまではこのことしの八十億の補助金の配分の最終的な文部省の態度を決定し、大臣の御決裁をいただくなければならぬと思つております。しかし、その中で物の考へ方の要素として、地方交付税の単位費用と直接にコネクションをつけるという考へ方は放棄しております。

○高橋(繁)委員 そうすると、地方交付税の単位費用を一応目安とするといふことは考へていないといふことなんですか。ひとつ早急に基準を定めて発表をしていただきたいと思ふのですが、そうすると、いま全然考へを持っていないといふことなんです。

○今村(武)政府委員 一月に試案を出しましたところ、私どもの想像している以上に都道府県の実態は多種多様でございまして、それからまた、私どもの発表いたしましたたき台に対する反論も非常に強かつたので、それらを総合的に勘案して、本当に私学振興のためになるような方策を考へなければならぬといふことで、あれやこれや施策を考へておりますが、まだ決定的なものは何もございせん。

○高橋(繁)委員 もうきようは五月末ですね。あと七月末まで二カ月の間であるいろいろな自治省その他

関係各省と連絡をとつて決めると思ふのですが、大体七月末間違いないですね。念を押しておきます。

○今村(武)政府委員 七月の末に配分の基本方針を確定するといふことは事務的な見通しを立てております。七月の末に補助金を配分し終わるというわけではございません。

○高橋(繁)委員 そうした大学側と、先ほど千分の八の問題で関連しまして、高校のそうした千分の八の組合に対する補助という問題が、今後私学の高校以下に対する八十億の問題とあわせてこの掛金の問題がまたクローズアップされてくるような感じもしないわけでもないのですが、その辺の心配はありませんか。

○今村(武)政府委員 私学の経常費に対する八十億の補助金が計上されたことによつて、都道府県が私学共済組合に対する補助金を減額するのではないだろうかといふようなことも一部には言われましたけれども、最近都道府県の私学の担当課長から情報をとりました結果としては、私はそういう心配は持つておらないわけでございます。むしろ、この私学の問題がこれほど世間的に話題にされ、そして私学の重要性がそれぞれの関係の中で議論されることによつて理解を深めた面があるの

じやないだろうかといふような感じさえもいたします。ただ、それに対するマイナスの要因は、最近の地方財政の悪化状況でございまして、その中で各県ごとにそれぞれ私学の関係者あるいは私学の行政関係者が努力をしておるところでござい

ます。

○高橋(繁)委員 私はそういう心配がされるので、いまからそういう指導をあわせてやつていた

だきたいと思ふのです。

私学の振興といふこととあわせて、一、二点、これは文部大臣にちよつと聞いておきたいのですが、過疎地における高校がいま大変危機にさらされておるといふことは、生徒数がだんだん

立の収容数が本年度一万六千六百二十五名、ところが、全日制に進学した数が二万一千九十名、したがつて、その残の四千四百六十五名というのが私学に収容してあるのです。実際は五千四百四十名

私学は収容可能数があるわけです。だから、すでにマイナスの六百七十五名。これがいまの青森県下の小学校からずつとやつていきますと、五十七年には私学に入る生徒は千百名しかありません。そうしますと、すでに東洋大附属南部高校が五十年で廃校といふ憂き目にさらされておる。これは一つの青森県の例であります。岩手県もそういう例があります。長野県も。しかも現在、東洋大の附属南部高校は生徒数が七十一名。本当は三百四十九名収容できるのです。それで、先生方の給料も、あるところによつては、四月、三万五千元

しかもらつてない。五月もそれとおろし。こういう中で、私学の危機が叫ばれ、こうした過疎地における高校といふものは廃校並びに授業停止というようになつてくる。こういうことを考へますと、特にそういう過疎地帯は、通学の距離等からいって、なかなか他の高校へ通うということも困難であるし、そういう点で、過疎地における私立高校といふものは大変な危機にさらされておる。しかも、子供を守る、教育を守る先生方の熱意で、大変な苦勞をなされて、現在、経営をしておるようであります。そうした過疎地における高校の問題を今後どうするかといふようなことについて、関連をして大臣の御意見をお聞きしたいと思ひます。

○今村(武)政府委員 人口減少のある県で、公立と私立の高等学校があつて、そしてこれは仮定でございまして、公立学校の方が授業料が高くて授業料が安くて、私立学校の方が授業料が高くて教育内容が低い、そういう事情があつて、高校に就学する子弟がだんだん減少していくならば、私学は端つこの方からぼろぼろ落ちていくというの

は、これはやむを得ないところだと思ひます。したがらして、そうでない条件をつくるために、私学の方で、本当に私学の独自の学風をつく

て、魅力のある私学にされていくという事は、私学自体の努力でございませう。また、私学の経常費助成を公共団体あるいは国という関係で行いまして、そして私学と公立学校の教育条件の格差是正に努力することは、私も行政当局の仕事でございませう。その私学側における努力と行政当局における努力、その積み重ねをやることによって私学の振興を図っていききたい、さようなことで経常費の補助金の増額等にも努めておるつもりでございませう。

○高橋(繁)委員 努めておるつもりですが、私学高校以下に対する補助は、本年度初めて八十億という事でございませう。それよりも、こういった過疎地における高校をどうして救っていくかということが現実の問題であると思うのです。本場に困っておるその過疎地における高校をどうするかという事、これは私学の経営の方も努力しなければならぬといまおっしゃったが、確かに授業料に格差があって、そういう授業料の高いところは、教育はやっぱりされておるけれども来ないというのが現状なんです。そういう私学を救っていくために、今後、そういう高校のあるところは、ただ廃校になるのを待っているのか、あるいはそれ以外に行政当局がいかにしてこれを救っていくかという事なんだけれども、具体的にはどういうふうに考えていますか、過疎地における高校を救うために。

○今村(武)政府委員 私の先ほどの説明が一般論に過ぎず、過疎地域に対する特殊な事情の配慮の答弁ではなかつたので、その点に関する御質問だと理解いたします。

その問題につきまして、種々の要素があろうかと思ひます。極論ですけれども、公立、私立を通じて高等学校の収容定員があつて、県内の該当児がその定員以下になつた、そういう場合は、公立であれ私立であれどこか廃校になるのは仕方ないこととございませう。そういう極限にならない状態におきましては、やはり子弟の高校進学希望をかなえるために、公立、私立を通じて、行政側

でも学校側でも努力するのが当然でございませう。その場合の行政当局の努力の仕方としては、第一的には、その過疎地を持つておる都道府県からの学校法人への補助金の問題であり、その補助金を多く支出していただけるように国が調整的な役割りを国庫補助金でもつてやるという仕組になつていくのが、筋道といひますか、普通のやり方ではないかと考えます。

○高橋(繁)委員 行政的にはその指導をされるが、大臣はその問題についてどのようにお考えですか。

○永井国務大臣 私の考えは、これは人口過密のところであつてあるいは過疎地であつて、高校に進学したいという希望を持つておられる人たちの学習要求というものが満たされるようにすることが、最も望ましいことであると考えております。ただ、それがたとえば過疎地の場合、先生御指摘のように、非常にむづかしい問題を生じてまいるのであります。それから、そのような条件を持つておりますところについては、どのように問題を解決していくかという事については、御指摘の問題が過疎地における私立であるというときには、もうこれに対応する主体というものは三つあると思ひます。一つは、私立学校自体である、もう一つは地方自治体である、さらに国であると思ひます。この三者の関係というものをどのように調整して、そして基本的には子供たちの要求にこたえていくかという事についていかなければならぬ。それで、これは学校だけで解決できるということでは望まないのであります。それで、そういうふうな事態でございませうから、私は、そういうものが生じてきますときには、また事実としてありますが、これは地方自治体と国とがその当該の学校との関係をどうすべきか、特に財政的な側面について考えて、要求にこたえていくべきであると考えております。

○高橋(繁)委員 参考人がいらつちやつておりますので、次に問題を進めさせていただきますが、理事長が四十九年、六十億ですかで福祉施設をつ

くつていこうというように計画を立てられておつたやうであります。しかしながら、総需要抑制でできなかった。組合員は、そうした福祉施設の充実を大変要望していらつちやう。それで、今後の見通しについて、本年度どのようにお考えになつておりますか。

○加藤参考人 昨年は、いまお話しのように、総需要抑制ということで抑えられてきましたが、本年は、大変文部省等の御尽力によりまして、大体こちらで考えた事業は行われるという見通しを持っております。

まず、いま考えて着手しておりますのは、福岡市に九州会館と申しますか、そういう私学のよりどころを一つつくつて、私学の研修あるいはお互いの連絡の場所、さらには私学人として地方視察の場合の利用の宿場、そういうものを兼ねた会館をつくりたいと思つております。それから関東の那須に、もう前から土地を持つておりましたので、その那須に、関東は非常に先生方も多いものですから、いわゆる保養の地として保養所をつくりたい、かように考えております。さらに若い人が非常に利用されております志賀高原に、この場所が狭うございませう。なほまだ将来のことでございますけれども、大阪もやはり東京都と相呼応した会館をつくりたい、こういうことで敷地をよりよく購入したような状況でございませう。

そういうことで大体今年度の仕事は順調にいけるのではないかと、かように考えております。○高橋(繁)委員 宿泊施設を本年度若干つくるようでありませうが、これはもう大変な、私が申し上げるまでもなく利用者が多い。しかも、沖縄から来ても、急に出張してこられて泊まることができない。たとえば湯河原なんか行きますと、もう土曜、日曜は一カ月か二カ月前に申し込まないと泊まれない。夏休みはもうとつと、今月末で締め切りですね。京都などはもう五月一日で完了といふやうなことで、大変に施設不足がある。いま公立学校共済、これは組合員の数が若干違ひまし

て九十二万と二十四万ですけれども、宿泊所を六十九持っているわけですね。ところが私学共済は七つです。人数にすれば約四分の一ですか。ところが保養所は公立学校共済が十に対して私学共済は六、会館は二十五に対して三です。病院は八に対して一つ。まあ組合員の数も違ひますけれども、それにしても率からいいますとまだまだかなり足りない。組合員の利用という強い要求から考えると、かなりの不足を感じるわけですが、そうした将来のやはり福祉事業計画の年次計画なりあるいは何年計画なりというものを立てて進めなくてはならない。そのことが福祉事業を推進することになり、福祉施設ができるということになる。組合員の福祉の向上につながる。だから、そういう計画を立てていまいやになつていくのか、そういう計画がありなかつたのか、その辺についてお聞きをしておきたい。

○三浦参考人 先ほどお答え申し上げましたように、私学共済福祉事業の当面の目標は、公立学校教員のそれとを比較において見劣りのしないような施設を持つことである、こう申し述べました。先生からただいま御指摘のように、公立共済に比べますといかにもこれは貧弱でございませう。したがって、私もこの方といたしましては運営審議会の中に福祉小委員会を設けまして、そして組合員全体の意向を、アンケートを行ひました。その意向を踏まえまして十年計画を立てております。ただいま理事長から申し上げたこともその十年計画の一環として取り上げて予算的に措置されたものでございまして、今後ともまたその線に沿つて努力いたしたいと思ひます。

なお、機会がございませうので申し上げたいと存じますけれども、私学共済の立場というものの、この財政的な背景というものは、公立学校と全然違つてございませう。公立学校はいわば親方日の丸でございまして、公共団体の財政負担がそれ自体が財政的な背景でございませう。私学共済は、薄給な保母さんの掛金までを踏まえて、とにかく年々積み立てていかなければどうにも財政的

な安定性を確保することができないということをごさいます。したがって、教育行政の枠内での共済団体というものの横並びというところでございませう。公立共済の横並びというように形では、公算措置も配慮していただきたいというのがわれわれの本音でございます。どうぞよろしく。

○高橋(兼)委員 そうした福祉施設の充実について、まあ十年計画でおやりになっておる、いま参事人からお話があったとおりであります。私共共済の特殊な問題についてそうした福祉施設についても格段の政府の補助を得たい、こういうふうにごさいます。文部省の考えをお聞きしたい。

○今村(武)政府委員 私共共済の側からは私学共済の側に立った一つのスタンダードポイントでいま御披露になったような意見が出るわけでございませう。共済組合という考え方で見ますと、地方公共団体も、使用者としての地方公共団体あるいは使用者としての学校法人という意味では同じような立場に立って共済組合をつくっておるわけでございませう。私学の方で全くお金がなく、一方の方が全く親方日の丸でというふうな理解で御発言があったとすれば、その発言はその部分において間違っていると思ひます。

ただ、御指摘のように組合員の数が違ひますので、長期の積立金の金額が、そのボリュームが違ひうわけでございませう。公立共済の方がそういう意味では比較的有利な資金の運営がやられておる、その点で私学の側が見劣りをしておる、そういう理論ならばまさにそのとおりでございませう。そういう関係において私学共済の方でいま年次計画を立てて、小委員会をつくって御討議のこととは結構なことだと思ひます。その御討議の結果を見ながら積極的な措置を考へていきたい、かように考へております。

○高橋(兼)委員 先ほどもお話がありましたように、これについては附帯決議が毎回ついておりますので、その実現に向かって文部当局の努力を強く要請して、質問を終わります。

○久保田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○久保田委員長 これより討論に入るものでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改正に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久保田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○久保田委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、三塚博君外四名より、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。三塚博君。

○三塚委員 私は、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党を代表して、ただいまの法律案に対し、附帯決議を付すべしとの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改正に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

私立学校教育の重要性和私立学校教職員共済組合の実情にかんがみ、政府は左記の事項について検討し、すみやかにその実現を図るべきである。

一 長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十以上に引き上げるよう努めること。

二 年金額改定のいわゆる自動スライド制については、給与スライドの導入を検討すること。

三 短期給付に要する費用について国庫補助の措置を講ずること。

四 組合員に対する福祉事業の充実を図るため、福祉施設の整備拡充に努めること。

右決議する。

以上のとおりでございます。

その趣旨につきましては、本案の審査に際し十分御承知のことと存じますので、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

何とぞ御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○久保田委員長 これにて趣旨の説明は終了いたしました。

これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久保田委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し政府の所見を求めます。永井文部大臣。

文化財保護法の一部を改正する法律案

文化財保護法の一部を改正する法律

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「民俗資料」を「民俗文化財」に、「第五十六条の十八」を「第五十六条の二十一」に、「第八十四条」を「第八十三条」に、「第五章の二」を「文化財の保存技術の保護」(第八十三条の七)、「第八十三条の十二」に、「第一百五十二条」を「第一百五十一条」に改める。

第二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「わが国」を「我が国」に、「及び考古資料」を「これら」として一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」に改め、同項第二号中「わが国」を「我が国」に改め、同項第三号中「及びこれ」を「民俗芸能及びこれら」に、「わが国民」を「我が国民」に、「民俗資料」を「民俗文化財」に改め、同項第四号中「わが国」を「我が国」に、「橋り、よ

○永井国務大臣 ただいま御決議がありました事項につきましては、御趣旨に沿って十分検討いたしますと存じております。

○久保田委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○久保田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○久保田委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十一分散会

う」を「橋梁」に改め、同項に次の一号を加える。

五 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

第二条第二項及び第三項中「第八十四条の三」を「第八十四条の二」に改める。

第四十一条第一項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改める。

第四十三条の見出し中「現状変更」を「現状変更等」に改め、同条第一項中「の現状を変更」を「に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為を」に、「但し、その維持の措置をする場合」を「ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の輕微である場合」に改め、同条第三項中「変更」の下に「又は保存に影響を及ぼす行為」を加え、同条第四項中「変更」の下に「若しくは保存に影響を及ぼす行為」を加え、同条に次の二項を加える。

5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第四十五条第二項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改める。

第四十六条の次に次の一条を加える。

（管理団体による買取りの補助）

第四十六条の二 国は、管理団体である地方公共団体その他の法人が、その管理に係る重要文化財（建造物その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして当該重要文化財に指定された土地に限る。）で、その保存のために特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

第五十一条第二項中「又は修理」を「、修理又は買取り」に改める。

第五十二条の見出し中「損害」を「損失」に改め、同条第一項中「き損」を「き損」に、「政府」を「国」に、「通常」を「その通常」に、「損害」を「損失」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五十五条第一項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に、「当る」を「当たる」に改め、同項第一号中「の現状変更の」を「に關し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき」に改め、同項第二号及び第三号中「き損」を「き損」に改め、同条第三項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改める。

第五十六条の三第二項中「当つては」を「当たつては」に改め、「保持者」の下に「又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつてゐる団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、「者に」を「もの（保持団体にあつては、その代表者）」に改め、同条第四項中「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、「足りる者」を「足りるもの」に、「その者」を「そのもの」に改める。

第五十六条の四第二項中「場合」の下に「、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合」を、「、保持者」の下に「又は保持団体」を加え、同条第三項中「保持者」の下に「又は保持団体の代表者」を加え、同条第四項前段を次のように改める。

保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、重要無形文化財の指定は解除されたものとする。

第五十六条の五中「十日以内」を「二十日以内」に改め、同条に後段として次のように加える。

保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

第五十六条の六第一項中「行ひ、又は」を「執ることができるとし、国は、」に、「若しくは」を「、保持団体又は」に、「当る」を「当たる」に改める。

第五十六条の七第一項中「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、同条第二項中「重要無形文化財の記録の所有者から、」を「保持団体から」に改め、「又は重要無形文化財の記録」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 重要無形文化財の記録の所有者からその記録を国の補助を受けて公開したい旨の申出があつた場合において、文化庁長官がこれを承認したときは、国は、その公開に要する経費の一部を補助することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合に、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

第五十六条の八中「保持者」の下に「若しくは保持団体」を加え、「当る」を「当たる」に改める。

第五十六条の九第一項中「若しくは公開し、又は」を「又は公開することができるとし、国は、」に、「公開若しくは」を「公開又は」に改める。

第三章の三の章名を「第三章の三 民俗文化財」に改める。

第五十六条の十の見出し中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財」に改め、同条第一項中「有形の民俗資料」を「有形の民俗文化財」に、「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財」に改め、同条第二項中「規定による」の下に「重要有形民俗文化財の」を加え、同条に次の一項を加える。

財の」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定は、その旨を官報に告示してする。

第五十六条の十一の見出し中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財」に改め、同条第一項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財」に改め、同条第二項中「規定による」の下に「重要有形民俗文化財の」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を官報に告示してする。

第五十六条の十二（見出しを含む。）中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第五十六条の十三の前の見出し中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同条第一項中「重要民俗資料の現状を変更し、」を「重要有形民俗文化財に關しその現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為を」に、「現状を変更し」を「、現状を変更し、若しくは保存に影響を及ぼす行為を」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財に、」の現状変更」を「の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為」に改める。

第五十六条の十四中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第五十六条の十五の前の見出し及び同条から第五十六条の十七（同条の見出しを含む。）まで中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第五十六条の十八を次のように改める。

（重要無形民俗文化財の保存）
第五十六条の十八 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の保存のために必要があると認めるときは、重要無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のために適当な措置を執ることができるとし、国は、地方公共団体その他その保存に当たつることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助すること

とができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合に
は、第三十五條第二項及び第三項の規定を準用
する。

第三章の三に次の三條を加える。

(重要無形民俗文化財の記録の公開)

第五十六條の十九 文化庁長官は、重要無形民俗
文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開
を勧告することができる。

2 重要無形民俗文化財の記録の所有者からその
記録を国の補助を受けて公開したい旨の申出が
あつた場合には、第五十六條の七第三項及び第
四項の規定を準用する。

(重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は
勧告)

第五十六條の二十 文化庁長官は、地方公共団体
その他重要無形民俗文化財の保存に当たること
を適当と認める者に対し、その保存のため必要
な助言又は勧告をすることができる。

(重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財
の記録の作成等)

第五十六條の二十一 重要無形民俗文化財以外の
無形の民俗文化財には、第五十六條の九の規定
を準用する。

第五十七條の前の見出し中「発掘」を「調査の
ための発掘」に改め、同条第一項中「土地を発掘
して埋蔵物である文化財(以下「埋蔵文化財」と
いう。)について調査」を「土地に埋蔵されている
文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、
その調査のため土地を発掘」に「但し」を「ただ
し」に改め、同条第二項中「必要な事項」の下に
「及び報告書の提出」を加える。

第五十七條の二に見出しとして「(土木工事等の
ための発掘)に関する届出及び指示」を加え、同条
第一項中「周知されている土地」の下に「(以下
「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)」を加え、
同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「三十日前」とあ
るの「六十日前」と読み替えるものとする。

第五十七條の二の次に次の四條を加える。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第五十七條の三 国の機関、地方公共団体又は国
若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令
の定めるもの(以下この条及び第五十七條の六
において「国の機関等」と総称する。)が、前条
第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵
地を発掘しようとする場合においては、同条の
規定を適用しないものとし、当該国の機関等
は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつ
て、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知し
なければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合にお
いて、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認
めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業
計画の策定及びその実施について協議を求め
べき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業
計画の策定及びその実施について、文化庁長官
に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項
の通知があつた場合において、当該通知に係る
事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必
要な勧告をすることができる。

5 前四項の場合において、当該国の機関等が各
省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第
七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の
長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの
規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部大
臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第五十七條の四 国及び地方公共団体は、周知の
埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他
その周知の徹底を図るために必要な措置の実施
に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関
し、指導、助言その他の必要と認められる援助
をすることができる。
(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第五十七條の五 土地の所有者又は占有者が出土
品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他
遺跡と認められるものを発見したときは、第五
十七條第一項の規定による調査に当たつて発見
した場合を除き、その現状を変更することとな
く、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載し
た書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出
なければならない。ただし、非常災害のために
必要な応急措置を執る場合は、その限度におい
て、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合にお
いて、当該届出に係る遺跡が重要なものである
と認めるときは、その土地の所有者又は占有
者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を
変更することとなるような行為の停止又は禁止
を命ずることができる。ただし、その期間は、
三箇月を超えない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとする
ときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を
聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日か
ら起算して一箇月以内になければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査
が完了せず、引き続き調査を行う必要があると
きは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に
係る区域の全部又は一部について、その期間を
延長することができる。ただし、当該命令の期
間が、同項の期間と通算して六箇月を超えるこ
ととなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合にお
いては、第一項の届出があつた日から起算して第
二項の命令を発した日までの期間が含まれるも
のとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつ
た場合においても、第二項及び第五項に規定す
る措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を
除き、第一項の届出がなされた場合には、当該

遺跡の保護上必要な指示をすることができる。

前項の規定により第二項の措置を執つた場合を
除き、第一項の届出がなされなかつたときも、
同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対し
ては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四
項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第五十七條の六 国の機関等が前条第一項に規定
する発見をしたときは、同条の規定を適用しな
いものとし、第五十七條第一項又は第九十八條
の二第一項の規定による調査に当たつて発見し
た場合を除き、その現状を変更することなく、
遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなけれ
ばならない。ただし、非常災害のために必要な
応急措置を執る場合は、その限度において、そ
の現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合にお
いて、当該通知に係る遺跡が重要なものである
と認めるときは、当該国の機関等に対し、そ
の調査、保存等について協議を求めべき旨の
通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長
官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項
の通知があつた場合において、当該遺跡の保護
上必要な勧告をすることができる。

5 前四項の場合には、第五十七條の三第五項の
規定を準用する。

第五十八條第一項を次のように改める。
文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特
に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため
国において調査する必要があると認められる埋
蔵文化財については、その調査のため土地の発
掘を施行することができる。
第五十八條第二項中「自ら」を削り、「基く」を
「基づく」に改め、同条第三項中「第三十九條」

の下に「(同条第三項において準用する第三十二條の二第五項の規定を含む。)」を加える。

第七十三條第一項中「損害」を「損失」に改める。

第八十條第一項中「但し」を「ただし」に、「措置をする」を「措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る」に改め、同条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三條第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一條第二項から第四項までの規定を準用する。

第八十條の二第一項中「但し、前条」を「ただし、第八十條」に改め、同条を第八十條の三とし、第八十條の次に次の一を加える。

(関係行政庁による通知)

第八十條の二 前条第一項の規定により許可を受けなければならぬこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならぬこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(同条第一項の規定による許可の権限が都道府県の教育委員会に委任されているときは、当該委任を受けた都道府県の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

第八十一條第二項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改め、同条第三項中「第五項」を「第七項」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(管理団体による買取りの補助)
第八十一條の二 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五條第二項及び第三項並びに第四十二條の規定を準用する。

第八十三條第二項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改める。

第八十四條を削り、第五章の二中第八十四條の二を第八十四條とする。

第八十四條の三第一項第三号中「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、同項第四号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財」に改め、同項に次の三号を加える。

七 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除

八 選定保存技術の選定及びその選定の解除

九 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

第八十四條の三第二項第三号中「現状変更」を「現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為」に改め、同項第五号中「重要文化財」を「国による重要文化財」に改め、同項第七号及び第八号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同項第九号中「無形の民俗資料」を「重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長

第八十四條の三第二項第十三号中「現状変更等」を「現状変更又は保存に影響を及ぼす行為」に改め、同項第十五号中「現状変更等」を「現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為」に改め、同項第十六号中「現状変更」及び「現状変更等」を「現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為」に改め、同条を第八十四條の二とし、第八十四條の四及び第八十四條の五を順次一條ずつ繰り上げる。

第五章の二を第五章の四とし、第五章の次に次の二章を加える。

第五章の二 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)

第八十三條の二 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第一項又は第二項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。

(伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)

第八十三條の三 市町村は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五條の規定により指定された都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。

この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従ひ必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のために必要な措置を定めるものとする。

2 市町村は、前項の都市計画区域以外の区域においては、条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 都道府県知事は、第一項の伝統的建造物群保存地区に関する都市計画についての都市計画法による承認に当たつては、あらかじめ、当該都道府県の教育委員会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定若しくはその取消し又は条例の制定若しくはその改廃を行つた場合は、文化庁長官に対し、その旨を報告しなければならない。

5 文化庁長官又は都道府県の教育委員会は、市町村に対し、伝統的建造物群保存地区の保存に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

(重要伝統的建造物群保存地区の選定)

第八十三條の四 文部大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとつてその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。

2 前項の規定による選定は、その旨を官報で告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知してする。

(選定の解除)

第八十三條の五 文部大臣は、重要伝統的建造物群保存地区がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(管理等に関する補助)

第八十三條の六 国は、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

第五章の三 文化財の保存技術の保護

(選定保存技術の選定等)

第八十三條の七 文部大臣は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる。

2 文部大臣は、前項の規定による選定をするに当たつては、選定保存技術の保持者又は保存団体(選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む)で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を選定しなければならない。

3 一の選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第五十六條の三第三項から第五項までの規定を準用する。

(選定等の解除)

第八十三條の八 文部大臣は、選定保存技術につ

第八十三条の十二 国は、選定保存技術の保持者

項第三号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化

第九十八條第二項中「重要民俗資料、重要無形」

第九十八条の四 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充

圈内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

第九十九条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「第五十六条の六第二項」を「第四十六条の二第二項、第五十六条の六第二項、第五十六条の七第四項（第五十六条の十九第二項（第八十三条の十一で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）に、第五十六条の十八で」を「第五十六条の二十一に、第七十三條の二に改め、第七十五條の下に、第八十一條の二第二項を加え、同項第二号中「第五十六條の七第二項」の下に「及び第五十六條の十六」を加え、同項第四号中「取消」を「取消し」に改める。

第百条及び第百二条第一項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第六章第三節中第百四条の三及び第百五条を次のように改める。

（都道府県文化財保護審議会）

第百五条 都道府県の教育委員会に、条例の定めるところにより、都道府県文化財保護審議会を置くことができる。

2 都道府県文化財保護審議会は、当該都道府県の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して当該都道府県の教育委員会に建議する。

3 都道府県文化財保護審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、条例で定める。

（文化財保護指導委員）

第百五条の二 都道府県の教育委員会に、文化財保護指導委員を置くことができる。

2 文化財保護指導委員は、文化財について、隨時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

第百六条中「禁こ」を「禁鋼」に、「十万円」を「五十万円」に改める。

第百七条第一項中「き、棄」を「き、棄」に、「禁こ」を「禁鋼」に、「三万円」を「二十万円」に改め、「若しくは料料」を削り、同条第二項中「禁こ」を「禁鋼」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第百七条の二第一項中「き、損」を「き、損」に、「禁こ」を「禁鋼」に、「三、万円」を「二十万円」に改め、「若しくは料料」を削り、同条第二項中「禁こ」を「禁鋼」に、「一万円」を「十万円」に改める。

第百七条の三 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三條又は第八十條の規定に違反し、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第五十七條の五第二項の規定に違反して、文化庁長官の現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第百七条の四 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三十九條第三項（第百一条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第五十八條第三項（第百一条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九條第三項で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第七十八條第二項（第百一条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第三十九條第三項で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、喪失若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百八条中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「き、損」を「き、損」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第百九条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削る。

第百十條中「左の」を「次の」に、「一万円」を「五万円」に改め、同条第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「売渡」を「売渡し」に、「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同条第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

三 第四十八條第四項（第五十一條第三項（第五十六條の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一條第五項（同条第七項（第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。））の第五十一條の二（第五十六條の十六で準用する場合を含む。））の第五十六條の十六で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

第百十條中第五号を削り、第六号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 第五十四條（第五十六條の十七及び第九十五條第五項で準用する場合を含む。）の第五十五條、第八十二條（第九十五條第五項で準用する場合を含む。）又は第九十三條の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第五十七條第二項の規定に違反して、文化庁長官又はその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

第百十一條中「左の」を「次の」に、「五千元」を「三万円」に改め、同条第一号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同条第二号中「第五十六條の十二、第七十五條」を「第五十六條の十二、第七十三條の二、第七十五條」に、「第五十七條第一項、第七十二條第二項（」を「第五十七條第一項、第七十五條及び」に、「第八十條の二第一項又は第八十四條第一項」を「又は第八十條の三第一項」に改め、同条第四号から第七号までを削る。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

（遺跡発見の場合の停止命令等の特例）

2 この法律の施行の日から起算して五年間は、この法律による改正後の文化財保護法（以下「新法」という。）第五十七條の五の規定の適用については、同条第二項ただし書中「三箇月」とあるのは「六箇月」と、同条第五項ただし書中「六箇月」とあるのは「九箇月」とする。この場合において、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日前に執つた同条第二項に規定する措置については、同日以後も、なお、

同日前の同条の例によるものとする。
(経過措置)

3 文部大臣は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法(以下「旧法」という)第五十六条の第三項の規定により指定されている重要無形文化財のうち、旧法第五十六条の第三項の規定による保持者の認定に代えて新法第五十六条の第三項の保持団体の認定をする必要があると認められるものについては、この法律の施行後一年以内に、旧法第五十六条の第三項の規定によつてしたすべての保持者の認定を解除するとともに、新法第五十六条の第三項の規定により保持団体の認定をしなければならぬ。この場合においては、新法第五十六条の第三項及び第五十六条の第四第三項の規定を準用する。

4 この法律の施行の際現に旧法第五十六条の第三項の規定により指定されている重要民俗資料は、新法の規定の適用については、新法第五十六条の第三項の規定により指定された重要有形民俗文化財とみなす。この場合において、旧法第五十六条の第三項において準用する旧法第二十八条第三項の規定により交付された重要民俗資料の指定書は、新法第五十六条の第三項において準用する新法第二十八条第三項の規定により交付された重要有形民俗文化財の指定書とみなす。

5 この法律の施行前に旧法第五十七条の第二項の規定によりした届出に係る発掘については、新法第五十七条の二及び第五十七条の三の規定にかかわらず、旧法第五十七条の二の規定の例による。

6 この法律の施行前に新法第五十七条の第三項に規定する事業計画を策定した同項に規定する国の機関等(当該事業計画の実施につき旧法第五十七条の第二項の規定による届出をしたものを除く)に対する新法第五十七条の三の規定の適用については、同条第一項中「当該発掘に係る事業計画の策定に当つて、あらかじめ」

とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

7 この法律の施行前に旧法第八十四条第一項の規定によりした届出に係る遺跡と認められるものについては、新法第五十七条の五(旧法第八十七条に規定する各省各庁の長に該当しない新法第五十七条の第三項に規定する国の機関等にあつては、新法第五十七条の六)の規定にかかわらず、旧法第八十四条の規定は、なお、その効力を有する。

8 この法律の施行前に旧法第八十七条に規定する各省各庁の長が旧法第九十条第一項第八号の規定によりした通知に係る遺跡と認められるものについては、新法第五十七条の六の規定にかかわらず、旧法第九十条第一項第八号の通知に係る旧法第九十条第三項の規定は、なお、その効力を有する。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

10 前七項に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(関係法律の一部改正)

11 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。
第三十五条第二号中「文化財の指定」を「文化財等の指定等」に改める。

12 屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「又は風致地区」を「風致地区又は伝統的建造物群保存地区」に改め、同項第二号中「地域及び」を「地域」に改め、「仮指定された地域」の下に「及び同法第八十三条の第三項に規定する条例の規定により市町村が定める地域」を加え、同項第六号中「ものの外」を「もののほか」に改める。

13 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第八十五條の次に次の一條を加える。
(伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和)
第八十五條の二 文化財保護法第八十三条の第三項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内においては、市町村は、同条第一項後段(同条第二項後段において準用する場合を含む)の条例において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため必要と認める場合においては、建設大臣の承認を得て、条例で、第二十一条から第二十五条まで、第二十八条、第四十三条、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第五十五条、第五十六条及び第六十一条から第六十四条までの規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができる。

14 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第三百四十八条第二項第八号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

15 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第八条第一項に次の一号を加える。

十四 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第八十三条の第三項の規定による伝統的建造物群保存地区
第十三条第三項中「第十三号」を「第十四号」に改める。

理由

文化財保護法の施行状況等にかんがみ、埋蔵文化財の保護、民俗芸能等の民俗文化財の保護及び地方公共団体における文化財保護の組織の整備について、その一層の推進を図り、並びに新たに伝統的建造物群保存地区の制度及び文化財の保存技術の保護のための制度を設ける等のため、同法に改正を加える必要がある。これが、この法律案を

提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、昭和五十年年度において約四十七億円の見込みである。

昭和五十年六月二日印刷

昭和五十年六月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

M